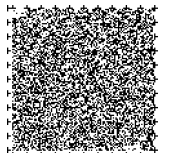
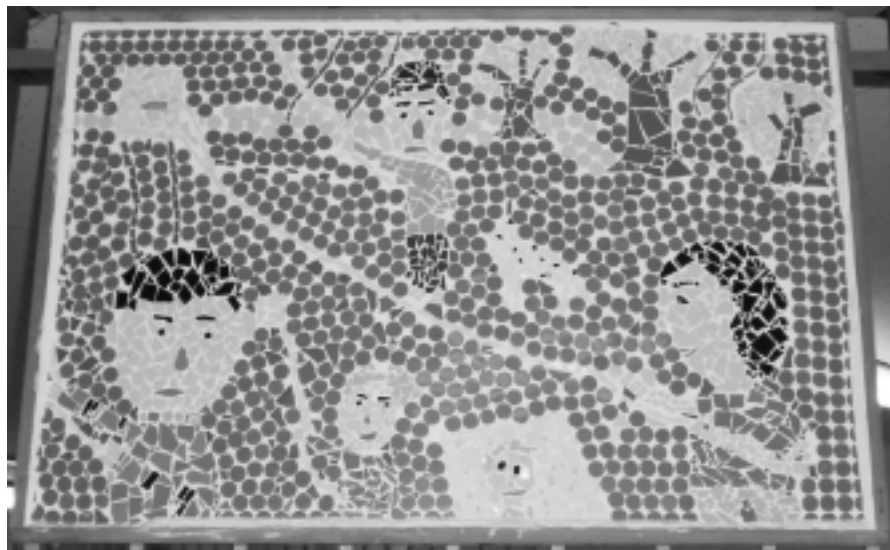
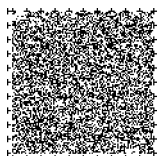


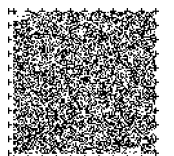
第 1 編 總 論





第 1 章

計画策定の趣旨・背景



1 計画策定の趣旨

本市では、平成18年に施行された「障害者自立支援法」による新たな制度・サービスへの対応を図るとともに、障がい者が地域でともに生活していくために必要な様々な分野の施策について総合的・計画的に推進するため、平成19年に「障がいのある人もない人も、ともに生き、その人らしく いきいきと暮らせるまちをめざして」を基本理念とする「第2次市原市障がい者基本計画(第1期市原市障がい福祉計画)」を策定しました。

同計画策定後は、障がい者団体や障がい福祉サービス事業所、行政機関など障がい者を取り巻く様々な関係者により組織する「市原市障がい者自立支援協議会」を平成20年に設置するなど、障害者自立支援法による新たな制度・サービスへの円滑な移行に向けた様々な取り組みを行うとともに、同協議会との協働により同計画の進行管理を行うなど、計画の推進に努めてきました。

今回、同計画の計画期間が平成23年度をもって終了することから、これまで同協議会との協働により行ってきた様々な関係者との連携やそのニーズ聴取などの取り組みや同計画を推進していく中で新たに発生した諸課題について対応するため、「第3次市原市障がい者基本計画(第2期市原市障がい福祉計画)」を策定し、障がい者に関する様々な分野の施策について総合的・計画的に推進していきます。

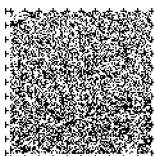
2 国・県の動き

国の動き

障害者自立支援法の施行、改正

平成18年に「障害者自立支援法」が施行され、それまで障がいの種別ごとに分かれていたサービス体系の一元化、障がい者の就労支援の強化、サービスの支給決定プロセスの透明化・明確化、費用を皆で負担し合う仕組みの強化、などを大きな柱とした制度の大幅な改正を行い、同法施行後は、利用者の負担軽減策やサービス報酬単価等の改正を頻繁に行うなど、年々その改善が進められてきました。

平成22年には「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(通称「整備法」)」が成立し、これにより平成22年度から平成24年度にかけて障害者自立支援法の段階的な改正が行われているところであり、「同行援護」



等の新たなサービスが法定化されたほか、「基幹相談支援センター」の創設や支給決定プロセスの見直しなど、主に相談支援に関する大きな制度改正が予定されています。

現在は、平成25年8月までの「障害者自立支援法」の廃止および「障害者総合福祉法（仮称）」の制定に向けた検討が進められています。

その他の障がい者関連法の施行、改正

平成23年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（通称「障害者虐待防止法」）」が成立（平成24年10月1日施行）し、また同年には「障害者基本法」の改正が行われ、障がい者の権利擁護等についての整備が進められています。

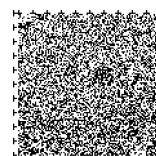
障害者基本計画、重点施策実施5か年計画の策定

また、平成14年に策定された「障害者基本計画」（計画期間：平成15～24年度）に関して、その後期5年間（平成20～24年度）に係る諸施策の着実な推進を図るため、平成19年に「重点施策実施5か年計画」（計画期間：平成20～24年度）が策定されました。

県の動き

千葉県では、平成16年に策定した「第三次千葉県障害者計画」に基づき、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の制定や、誰でもいつでも福祉サービスの利用や権利侵害等について相談できる「中核地域生活支援センター」の設置などの独自の取り組みを推進してきました。

平成21年には、「障害のある人が一番暮らしやすい県」を目指し、「第四次千葉県障害者計画」（平成21～26年度）を策定しました。



3 本市の動き

市原市障がい者自立支援協議会との協働による取り組み

本市では、平成18年に施行された「障害者自立支援法」による新たな制度・サービスへの円滑な移行などを推進していくため、平成20年1月に「市原市障がい者自立支援協議会」を設置しました。

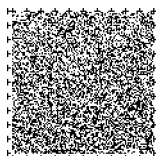
同協議会は、障がい者団体などの当事者や障がい福祉サービス事業所・施設、相談支援・就労支援の事業所、行政機関など障がい者を取り巻く様々な関係者により構成し、障がい福祉施策に関する様々な諸課題の検討などについて、サービスを利用する障がい当事者やサービスを提供する事業所、その他関係機関等と市とが一体となり協働で取り組んできました。

同年8月には、「障害者自立支援法」に基づく制度・サービスへの円滑な移行を進める上で重要な「相談支援」および「サービス支援」、および同法においてその強化が求められている「就労支援」の3つを特に重要な課題と位置づけ、同協議会の下部組織として「相談支援部会」「サービス支援部会」「就労支援部会」の3つの専門部会を新たに設置し、それぞれの部会において障がい当事者などの関係者への聞き取り調査などを通じてニーズや課題整理等の取り組みを地道に行ってきました。

また、同協議会では、当初より「第2次市原市障がい者基本計画（第1期市原市障がい福祉計画）」の進行管理についても協働で行ってきたところであり、平成22年には新たに「計画進行管理部会」を設置しその拡充を進めるなど、同協議会と市の二人三脚により計画の推進に努めてきました。

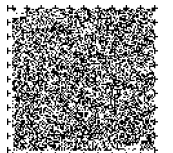
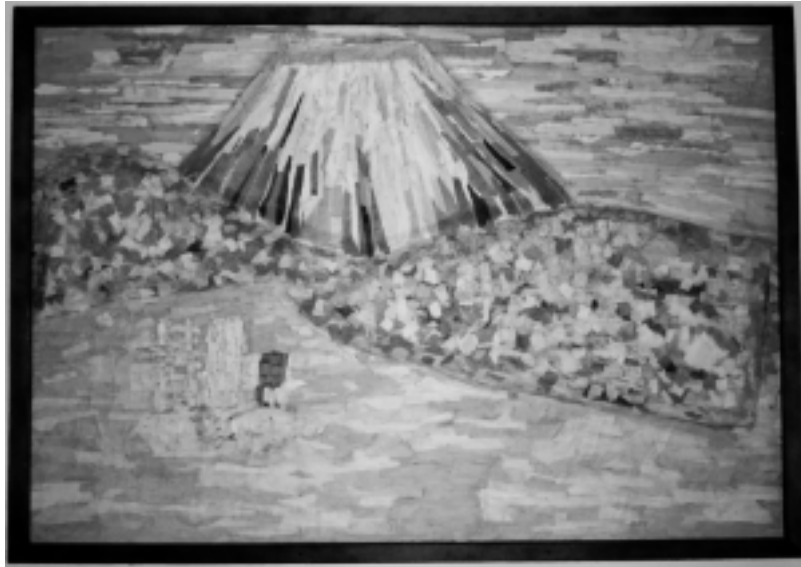
その他の関連部門の計画等

一方、障がい福祉施策に関わりのある他部門の計画等として、平成21年には「第5次市原市高齢者保健福祉計画（第4期介護保険事業計画）」、「改訂市原市スポーツ振興マスタープラン」、平成22年には「市原市次世代育成支援行動計画（後期計画）」、平成23年には「第2期市原市地域福祉計画」、「改訂健康いちほら21」、「市原市バリアフリー基本構想」、平成24年には「市原市避難支援プラン全体計画」をそれぞれ策定しました。



第2章

計画の位置づけ



1 計画の構成・計画期間

本計画は、次の「市原市障がい者基本計画」と「市原市障がい福祉計画」の2つの計画により構成されます。

第3次市原市障がい者基本計画

【計画期間】平成24年度～29年度までの6年間

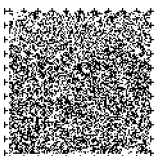
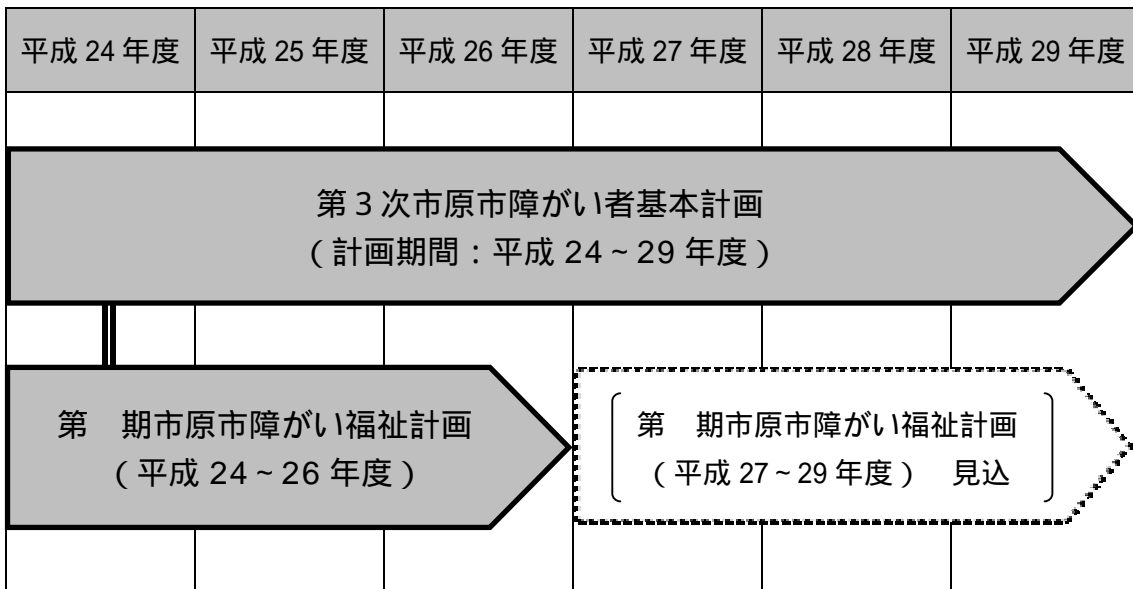
障害者基本法で策定が義務づけられている計画であり、本市における、障がい者を取り巻く様々な分野（障がい福祉サービス、教育、医療、就労など）の施策について、中長期的なスパンで総合的・計画的に展開・推進することを目的として策定します。

第1期市原市障がい福祉計画

【計画期間】平成24年度～26年度までの3年間

国において障害者自立支援法に定める各障がい福祉サービスの必要量を的確に把握することを主たる目的として、障害者自立支援法で策定が義務づけられている計画であり、本市における各障がい福祉サービスの3年間のサービス必要量の見込み等について策定します。

両計画の計画期間のイメージ



2 国・県の計画との関係

本計画は、障害者基本法の規定による上位計画である、国の「障害者基本計画」(計画期間：平成15～24年度)および「重点施策実施5か年計画」(計画期間：平成20～24年度)、千葉県の「第四次千葉県障害者計画」(平成21～26年度)の内容を踏まえた上で、本市の実態に応じ策定することとします。

国の計画

「障害者基本計画」(計画期間：平成15～24年度)

「障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会」の実現を目指し、平成15年度からの10年間に講ずべき障がい者施策について、以下の8つの基本的方向に基づき策定されています。

啓発・広報

啓発・広報活動、福祉教育、障がい者理解、ボランティア活動の推進など
生活支援

利用者本位の生活支援体制の整備、スポーツ・文化芸術活動の振興など
生活環境

住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化、防災・防犯対策の推進など

教育・育成

一貫した相談支援体制の整備、指導力の向上と研究の推進、施設のバリアフリー化の促進など

雇用・就業

障がい者の雇用の場の拡大、総合的な支援施策の推進など

保健・医療

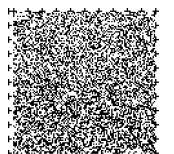
障がいの原因となる疾病等の予防、障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実、精神保健・医療施策の推進など

情報・コミュニケーション

情報バリアフリー化の推進、コミュニケーション支援体制の充実など

国際協力

国際協力等の推進など



「重点施策実施5か年計画」(計画期間：平成20～24年度)

「障害者基本計画」の後期5年間に係る諸施策の着実な推進を図るため、平成20年度からの5年間に重点的に取り組むべき課題について策定されています。

県の計画

「第四次千葉県障害者計画」(計画期間：平成21～26年度)

「障害のある人が一番暮らしやすい県」を目指し、以下の5つの特徴(ポイント)に基づき策定されています。

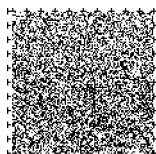
当事者の自己決定や自己実現を目指した、相談支援体制や権利擁護体制の構築、
障がいのある人への理解の促進

乳幼児期から高齢期に至るまでのライフステージに沿った施策や、生活・余暇・
就労など多様なライフスタイルに即した支援

障がいのある人の置かれた状況や障がい特性、支援の必要性などを踏まえた、障
がいのある人一人ひとりに着目した支援

障害者自立支援法等の制度の動きと連動して柔軟に施策の見直しを行える仕組
み

官民協働により政策づくりを行う「健康福祉千葉方式」をさらに発展させ、官民
協働による新たな施策推進の仕組み

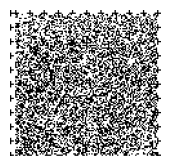
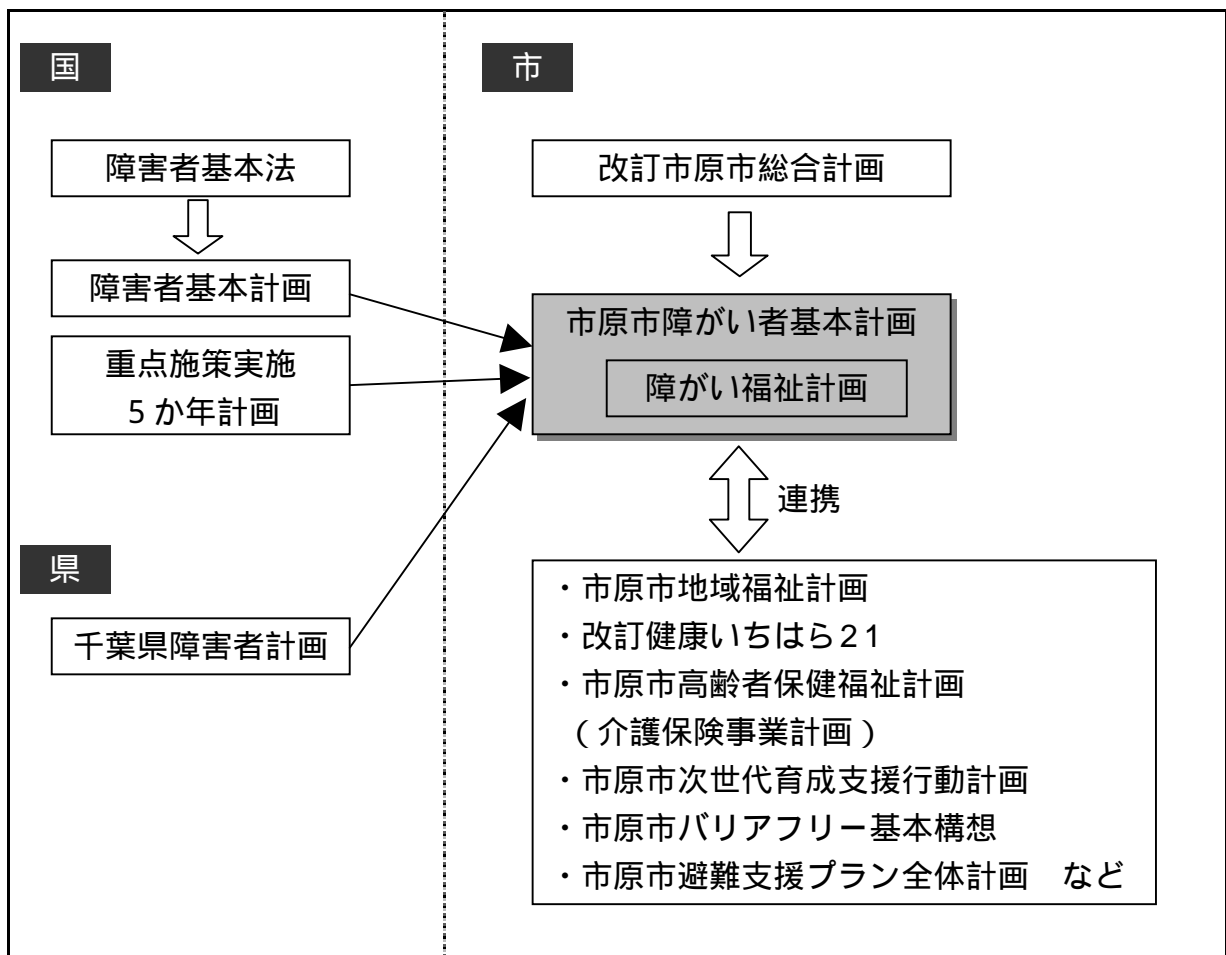


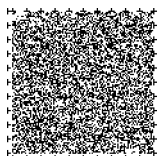
3 本市の他の計画との関係

本計画は、「改訂市原市総合計画」の部門別計画として、障がい者が地域でともに生活していくために必要な様々な分野の施策・計画との連携を図りながら、その推進を図っていきます。

【主な関連計画】

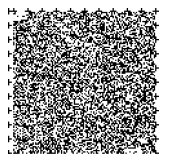
- 「市原市地域福祉計画」
- 「改訂健康いちほら21」
- 「市原市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）」
- 「市原市次世代育成支援行動計画」
- 「市原市バリアフリー基本構想」
- 「市原市避難支援プラン全体計画」





第 3 章

本市の障がい者の現状

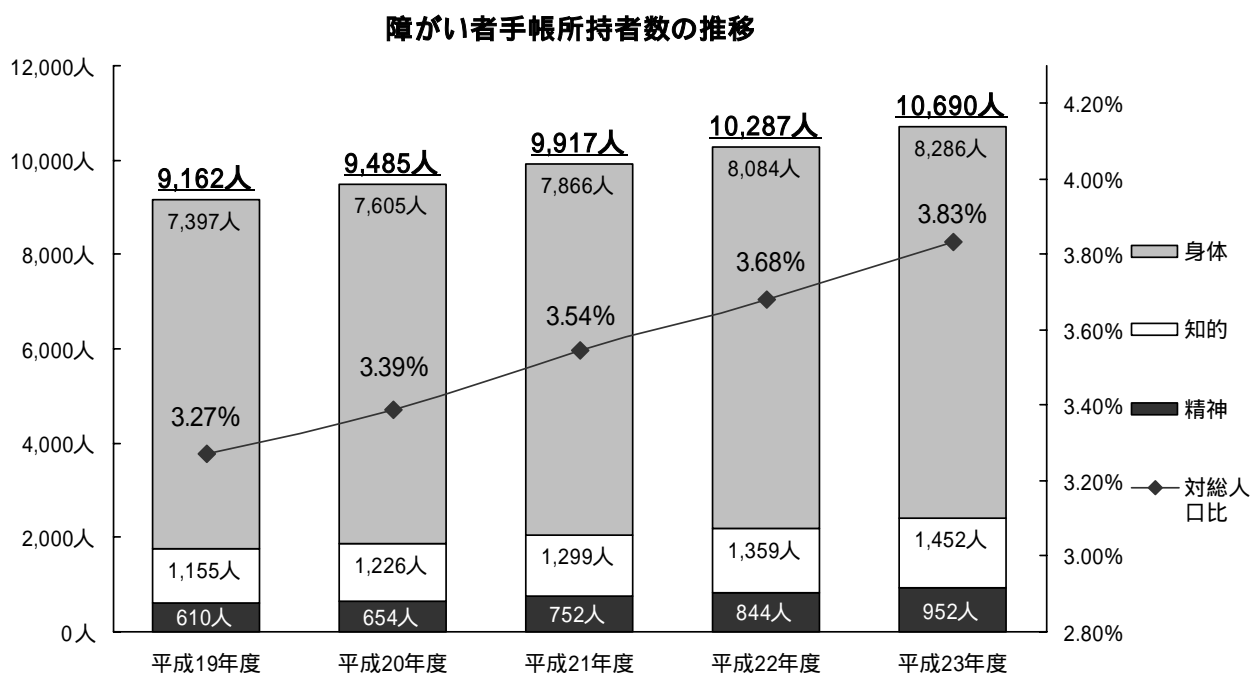


1 障がい者数の推移

(1) 3障がい全体

障がい者手帳の所持者数は、平成19年4月1日現在の9,162人から徐々に増加しており、平成23年4月1日現在では10,690人となっています。その内訳は、身体障がい者が8,286人、知的障がい者が1,452人、精神障がい者が952人となっています。

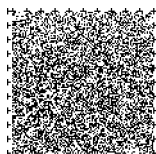
市の総人口に占める障がい者の割合は3.83%となっており、一定の割合で微増し続けています。



種別	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	全体	9,162人	9,485人	9,917人	10,287人	10,690人
身体	7,397人	7,605人	7,866人	8,084人	8,286人	
知的	1,155人	1,226人	1,299人	1,359人	1,452人	
精神	610人	654人	752人	844人	952人	
総人口	279,935人	279,957人	279,753人	279,629人	278,841人	
対総人口比	3.27%	3.39%	3.54%	3.68%	3.83%	

(注1) 総人口は住民基本台帳に基づく各年4月1日現在の値

(注2) 障がい者数は各年4月1日現在の値(以降、同様)



<参考> 県内比較

千葉県内における総人口に占める障がい者手帳所持者の割合を地域別（健康福祉センター別）にみると、本市の属する市原健康福祉センター（3.83%）は、山武健康福祉センターに次いで県内で9番目に位置しています。

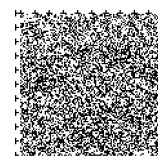
また、県全体の値（3.59%）と比べるとわずかに高くなっており、県内で最も低い数値を示している市川健康福祉センター（2.87%）と比べると1%程度高くなっています。

千葉県内地域別にみる総人口に占める手帳所持者の割合

地 域 名	総 人 口	手帳所持者	総 人 口 に 占める割合
夷 隅	81,935人	4,361人	5.32%
安 房	139,233人	7,330人	5.26%
長 生	159,871人	7,762人	4.86%
君 津	331,033人	13,687人	4.13%
海 匝	181,685人	7,463人	4.11%
千 葉 市	959,415人	38,744人	4.04%
香 取	123,771人	4,923人	3.98%
山 武	222,970人	8,549人	3.83%
市 原	278,841人	10,690人	3.83%
野 田	157,033人	5,946人	3.79%
習 志 野	466,581人	15,496人	3.32%
印 旛	720,969人	23,583人	3.27%
松 戸	793,587人	25,705人	3.24%
柏 市	402,841人	13,037人	3.24%
船 橋 市	613,094人	19,812人	3.23%
市 川	639,288人	18,356人	2.87%
県全体合計	6,272,147人	225,444人	3.59%

（出典）千葉県障害福祉課市町村別障害者数平成23年4月1日現在

千葉県企画部統計課千葉県年齢別・町丁字別人口平成23年4月1日現在



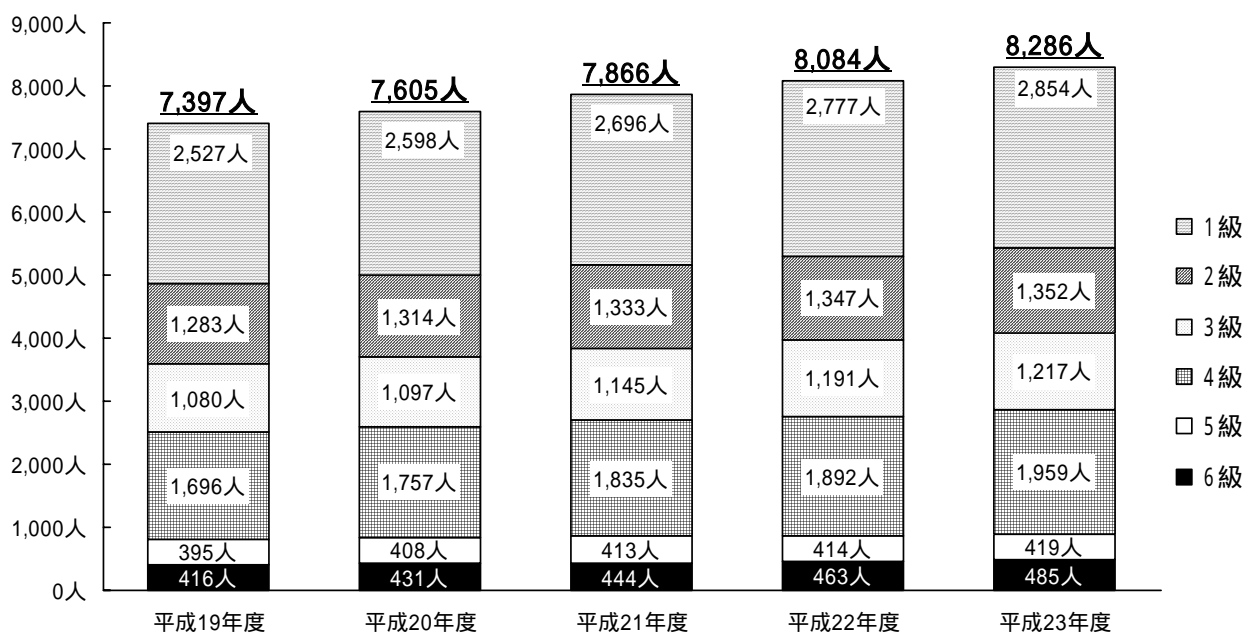
(2) 身体障がい者

身体障がい者手帳所持者数（等級別）の推移

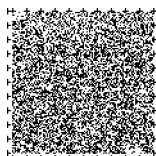
身体障がい者手帳の所持者数は、平成19年4月1日現在の7,397人から徐々に増加しており、平成23年4月1日現在では8,286人となっています。

等級別にみると、各年度とも1級と2級を合わせると過半数を占めるとともに、特に1級が増加しています。

(等級別)身体障がい者手帳所持者数の推移



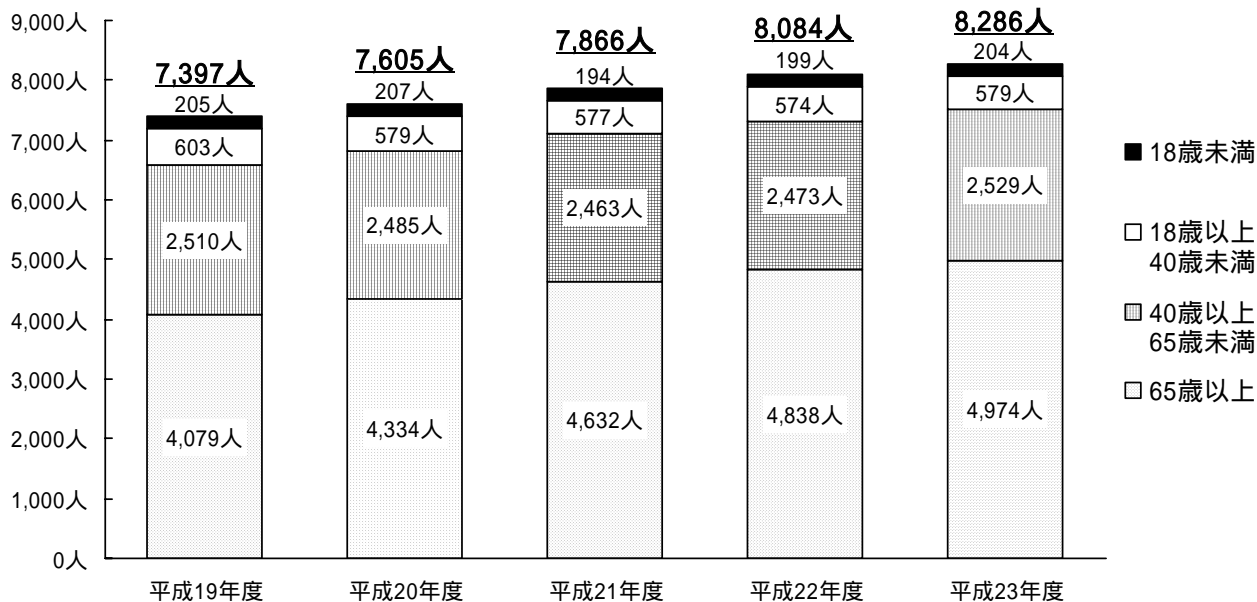
等級	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障がい者		7,397人	7,605人	7,866人	8,084人	8,286人
	1 級	2,527人	2,598人	2,696人	2,777人	2,854人
	2 級	1,283人	1,314人	1,333人	1,347人	1,352人
	3 級	1,080人	1,097人	1,145人	1,191人	1,217人
	4 級	1,696人	1,757人	1,835人	1,892人	1,959人
	5 級	395人	408人	413人	414人	419人
	6 級	416人	431人	444人	463人	485人



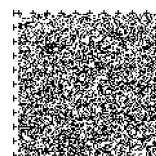
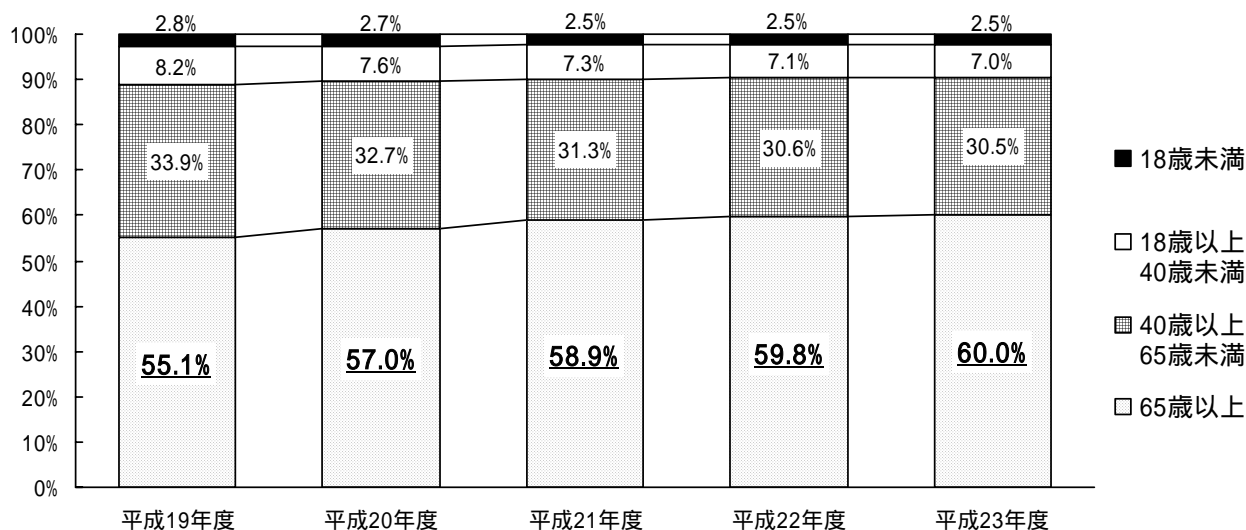
身体障がい者手帳所持者数（年齢別）の推移

年齢別に身体障がい者手帳所持者数をみると、65歳以上の増加が顕著となっており、平成23年4月1日現在では、全体の6割を占めています。

（年齢別）身体障がい者手帳所持者数の推移



身体障がい者手帳所持者数 年齢別割合の推移

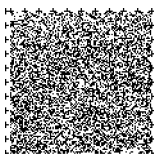
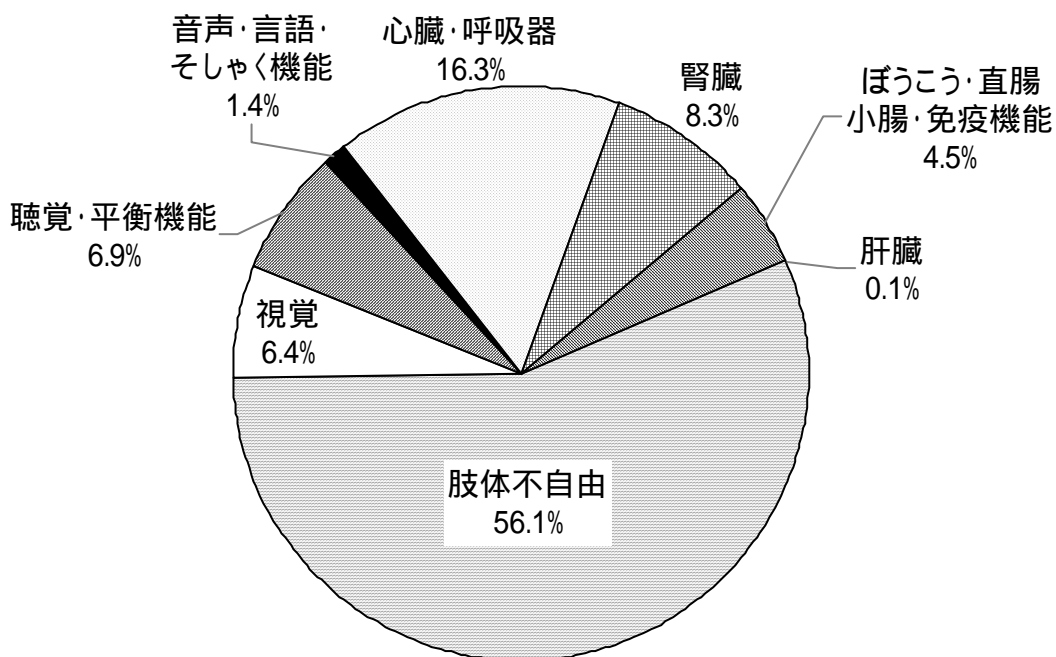


年齢階層 \ 年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障がい者	7,397人	7,605人	7,866人	8,084人	8,286人
18歳未満	205人	207人	194人	199人	204人
18歳以上 40歳未満	603人	579人	577人	574人	579人
40歳以上 65歳未満	2,510人	2,485人	2,463人	2,473人	2,529人
65歳以上	4,079人	4,334人	4,632人	4,838人	4,974人

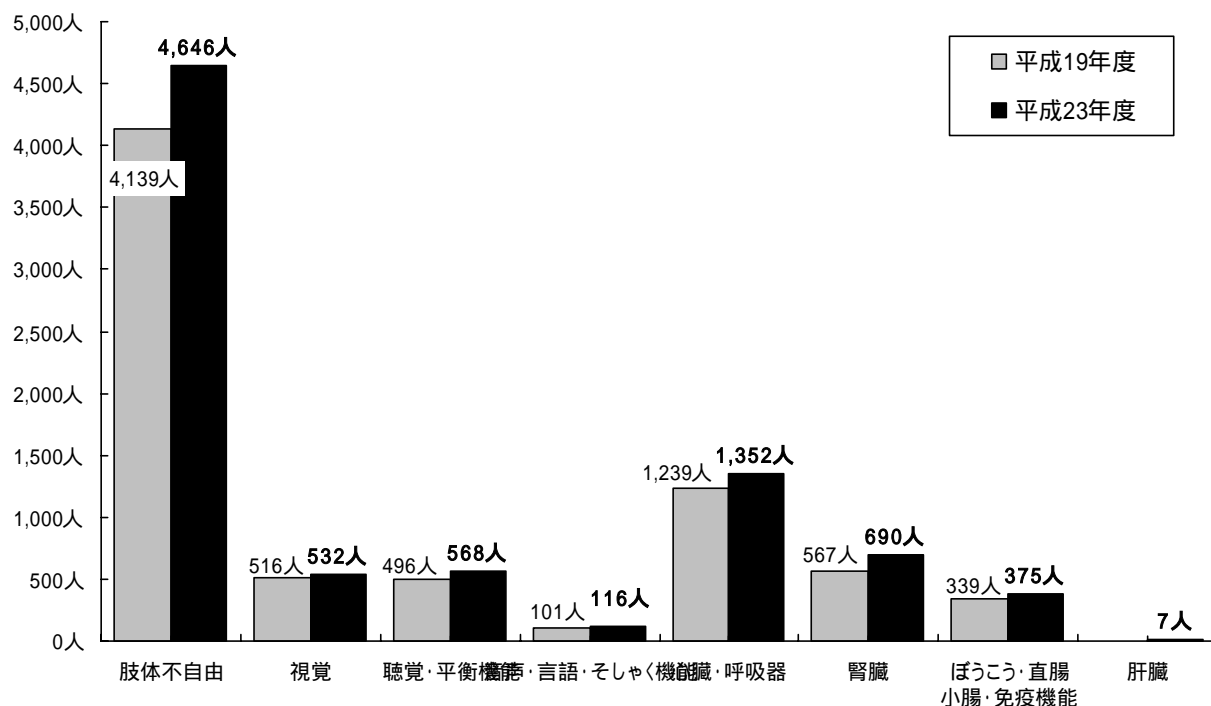
身体障がい者手帳所持者数の内訳（障がい部位別）

障がい部位別に身体障がい者手帳所持者数をみると、平成23年4月1日現在は「肢体不自由」が56.1%と最も多く、過半数を占めています。次に、「心臓・呼吸器」が多く、16.3%となっています。

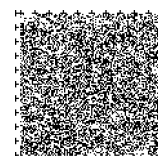
身体障がい者手帳所持者数 障がい部位別の割合



(障がい部位別)身体障がい者手帳所持者数の推移



障がい部位	年度		
	平成19年度	平成23年度	
身体障がい者	7,397人	8,286人	100.0%
肢体不自由	4,139人	4,646人	56.1%
視覚	516人	532人	6.4%
聴覚・平衡機能	496人	568人	6.9%
音声・言語・そしゃく機能	101人	116人	1.4%
心臓・呼吸器	1,239人	1,352人	16.3%
腎臓	567人	690人	8.3%
ぼうこう・直腸小腸・免疫機能	339人	375人	4.5%
肝臓	-	7人	0.1%



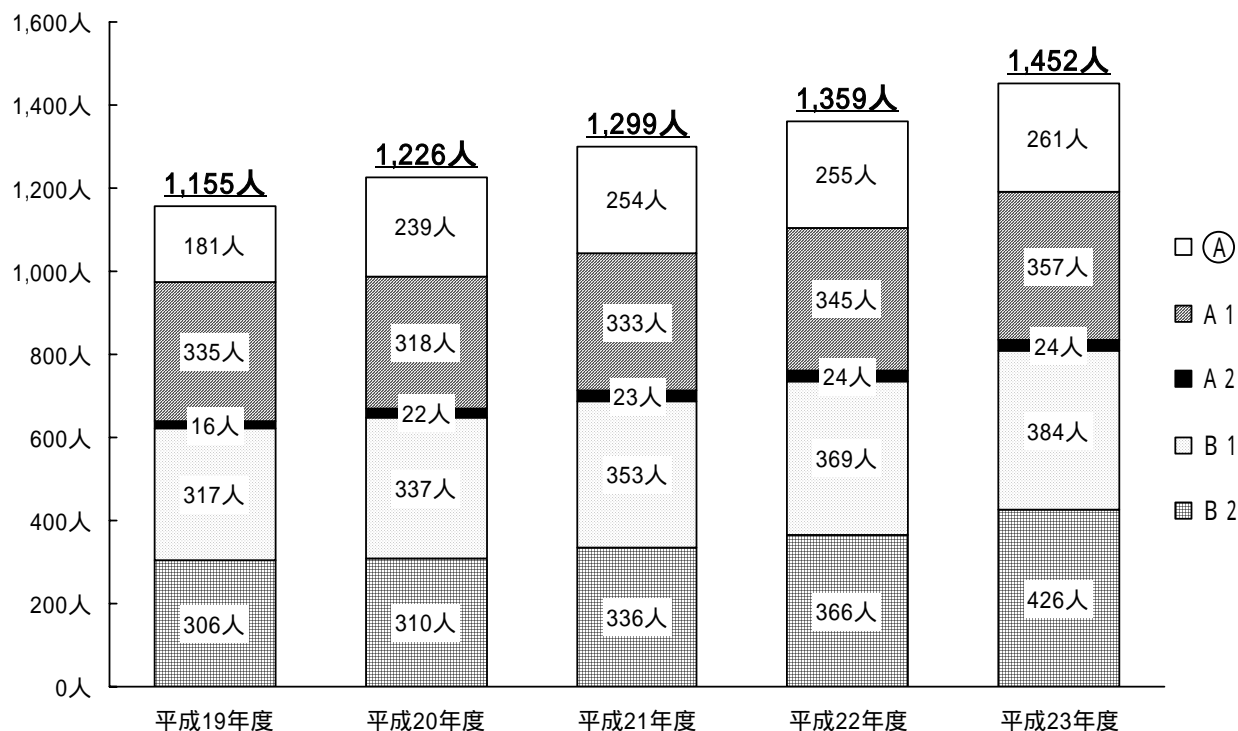
(3) 知的障がい者

療育手帳所持者数の推移（程度別）

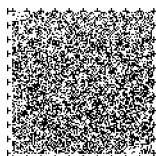
療育手帳の所持者数は、平成19年4月1日現在の1,155人から徐々に増加しており、平成23年4月1日現在では1,452人となっています。

程度別にみると、各年度ともAとA1とA2を合わせると半数近くなるとともに、すべての程度において増加傾向にあります。

(程度別)療育手帳所持者数の推移



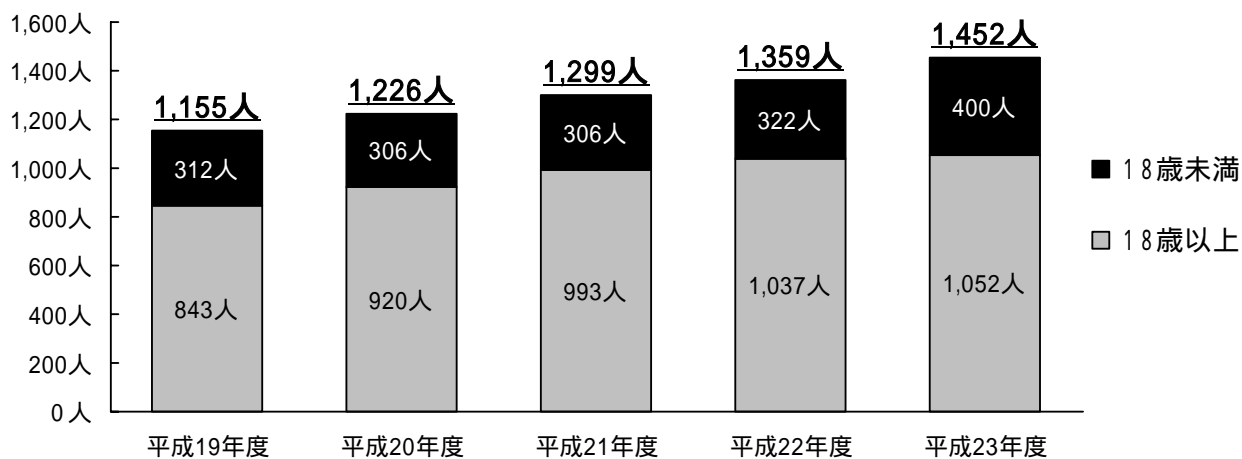
程度 \ 年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
知的障がい者	1,155人	1,226人	1,299人	1,359人	1,452人
①A	181人	239人	254人	255人	261人
A 1	335人	318人	333人	345人	357人
A 2	16人	22人	23人	24人	24人
B 1	317人	337人	353人	369人	384人
B 2	306人	310人	336人	366人	426人



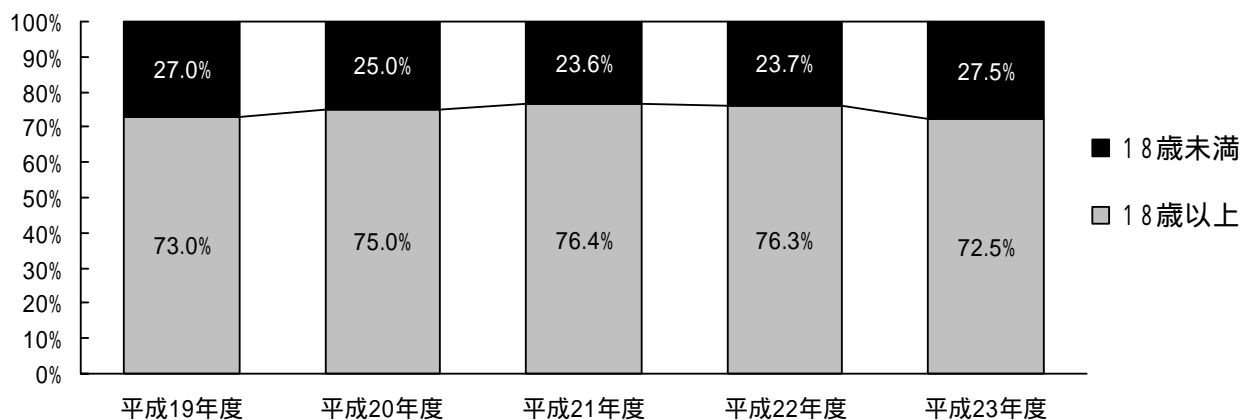
療育手帳所持者数の推移（年齢別）

年齢別に療育手帳所持者数をみると、18歳未満が全体の3割近くを占めています。また、平成22年度までは、18歳未満はほぼ横ばいで18歳以上が増加しているのに対し、平成23年度には、18歳未満が著しく増加しています。

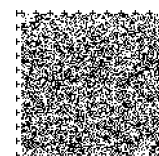
（年齢別）療育手帳所持者数の推移



療育手帳所持者数 年齢別割合の推移



年齢階層	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	知的障がい者		1,155人	1,226人	1,299人	1,359人
	18歳未満	312人	306人	306人	322人	400人
	18歳以上	843人	920人	993人	1,037人	1,052人



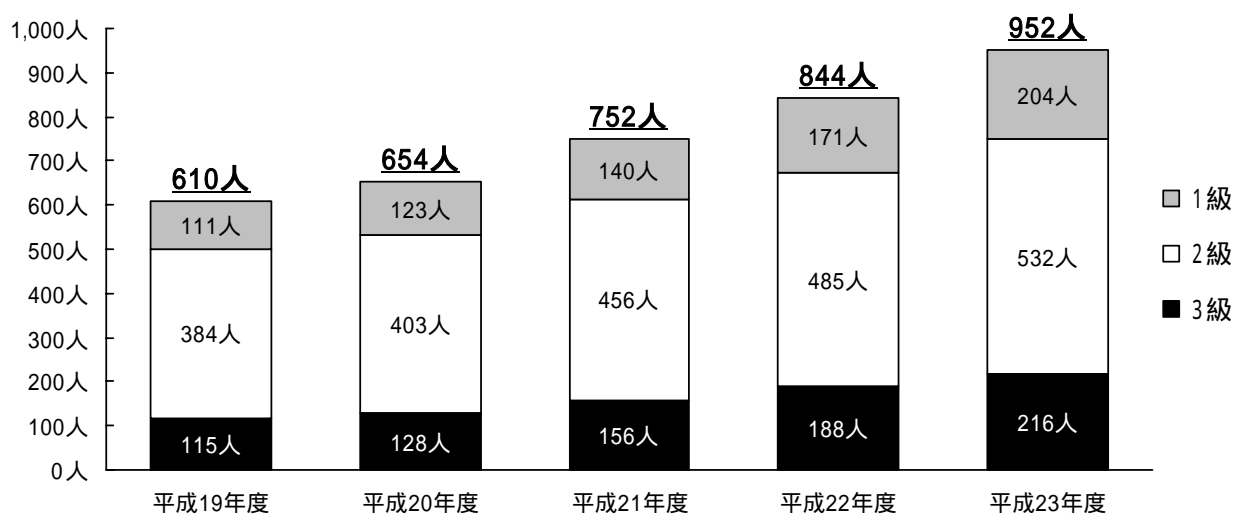
(4) 精神障がい者

精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

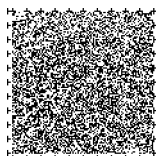
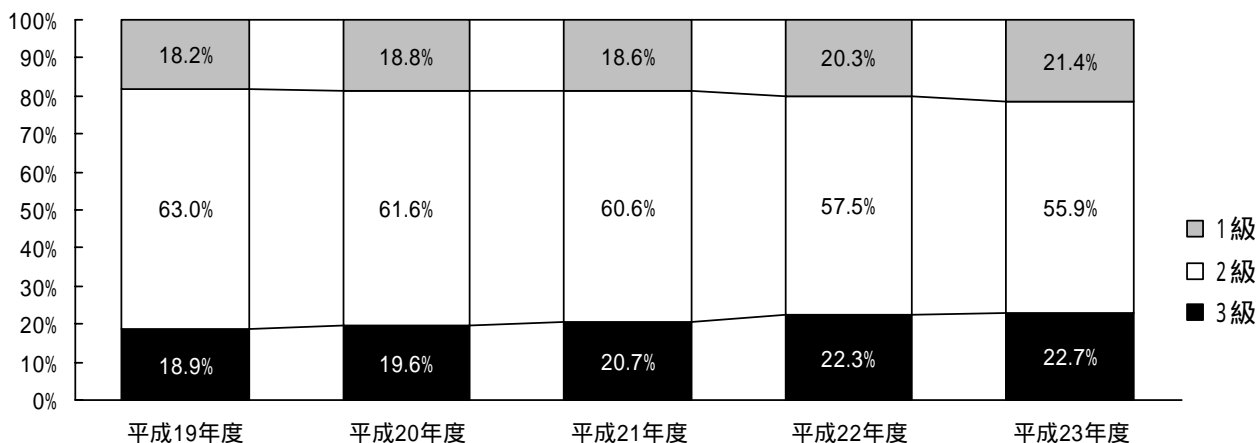
精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は、平成19年4月1日現在の610人から、平成23年4月1日現在では952人となっており、5年間でおよそ1.5倍となっています。

等級別にみると、2級の占める割合は年々減少傾向にあるものの最も多くなっており、平成23年4月1日現在において過半数を占めています。

(等級別)精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移



精神障がい者保健福祉手帳所持者数 等級別割合の推移

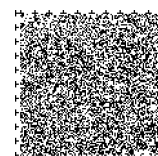
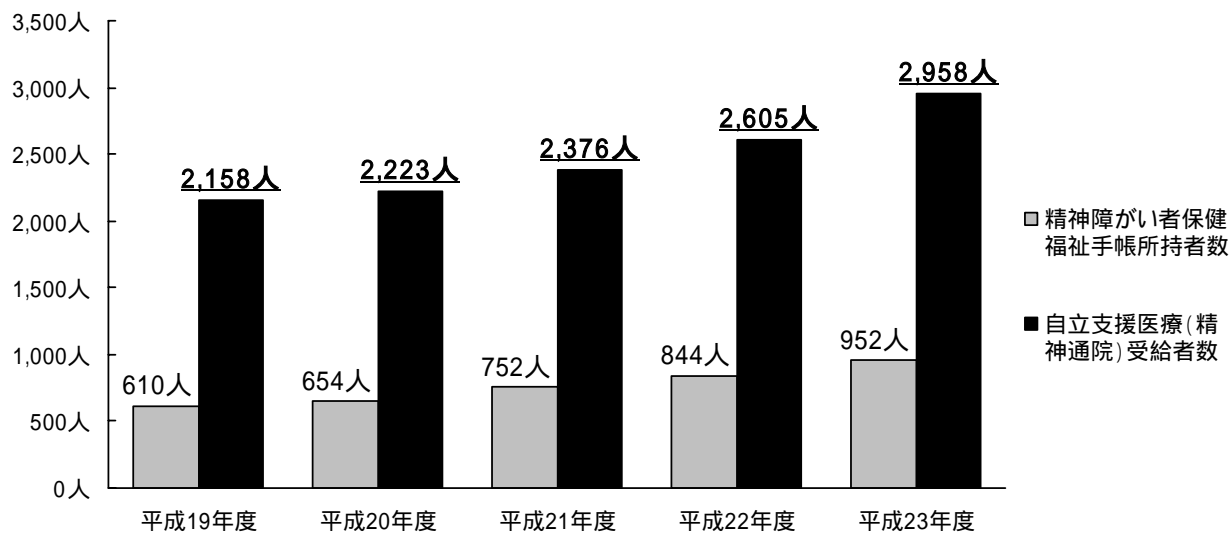


等級	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
精神障がい者 (手帳所持者)		610人	654人	752人	844人	952人
	1 級	111人	123人	140人	171人	204人
	2 級	384人	403人	456人	485人	532人
	3 級	115人	128人	156人	188人	216人
自立支援医療 (精神通院)受給者数		2,158人	2,223人	2,376人	2,605人	2,958人

自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

精神患者の自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成19年4月1日現在の2,158人から、平成23年4月1日現在では2,958人となっており、特にここ数年で急激に増加しています。

自立支援医療(精神通院)受給者数の推移



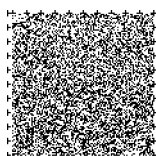
(5) 発達障がい者

発達障がいは、発達障害者支援法において定義されており、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)などがあります。

発達障がい者に対する支援については、その体制整備を推進するため、平成17年の発達障害者支援法の施行を皮切りに関連法の整備が進められてきました。平成22年には、障がい者の範囲の見直しが行われ、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の成立により、発達障がい者が障害者自立支援法の対象となる障がい者の範囲に含まれることが法律上明示されました。さらに、平成23年には「障害者基本法」の一部改正が行われ、発達障がい者が障害者基本法の対象になることが明文化されています。

平成14年に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」の結果においては、小・中学校の通常の学級に在籍する学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症等により学習や行動の面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒数について、その可能性のある児童生徒が約6%程度の割合で在籍していることが示されています。

しかしながら、本市における発達障がい者の正確な人数については、発達障がいのみを交付の理由とする手帳の制度がないために、把握できていないのが現状です。

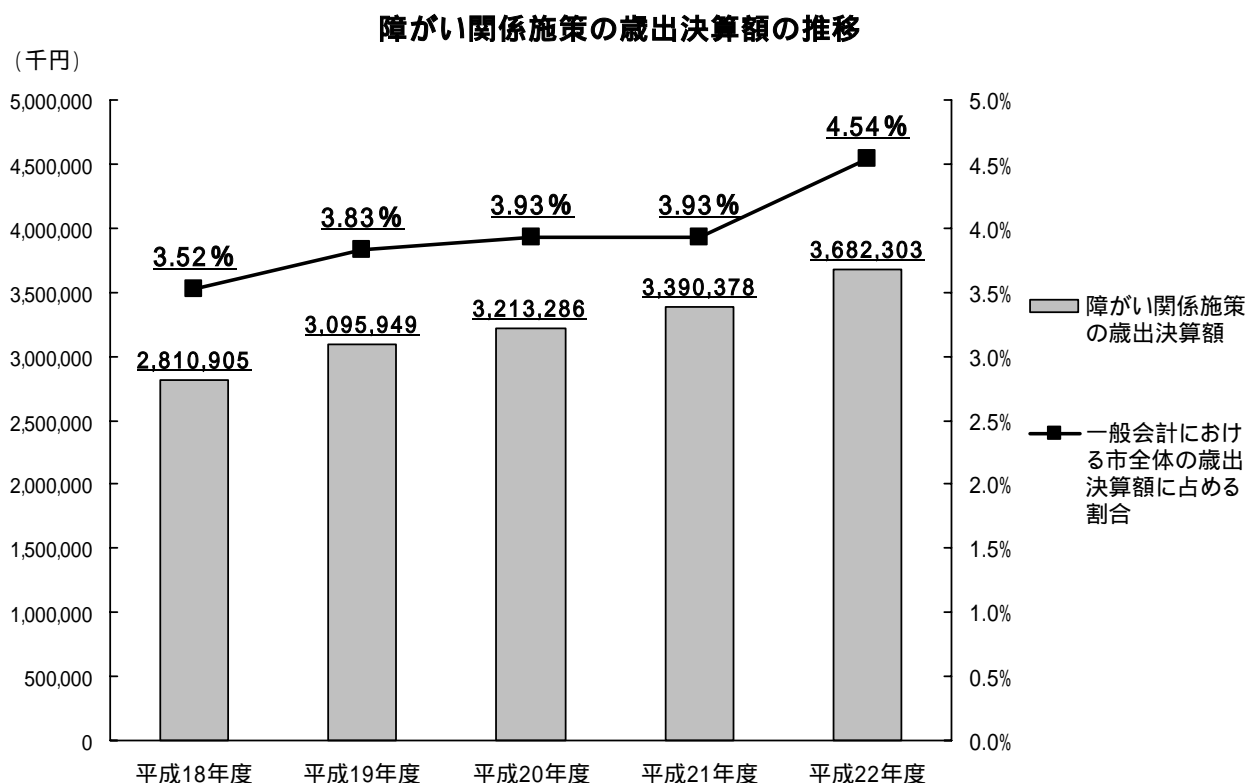


2 障がい関係施策に要した経費

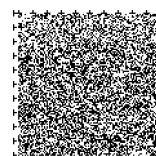
(1) 障がい関係施策に要した経費の推移

障がい関係施策の歳出決算額は、平成18年度には28億1,090万5,000円であったものが、平成22年度では36億8,230万3,000円まで増加しており、5年間でおよそ1.3倍になっています。

また、一般会計における市全体の歳出決算額に占める障がい関係施策の歳出決算額の割合についても年々増加しており、平成18年度に3.52%であったものが、平成22年度には4.54%となっています。



障がい関係施策の歳出決算額とは、一般会計における民生費(款) - 社会福祉費(項)のうち、社会福祉総務費、障害福祉費および社会福祉施設費の障がい関係施策に係る歳出決算額の合計として算定しています。



3 市民アンケートの調査結果

(1) 調査の概要

調査目的

第3次市原市障がい者基本計画(第 期市原市障がい福祉計画)の策定にあたり、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の生活実態や要望等を把握することを目的に、市民アンケートによる調査を実施しました。

調査対象と回収率

本調査は、市原市にお住まいの「身体障がい者手帳」、「療育手帳」、「精神障がい者保健福祉手帳」をお持ちの方、および障がい者手帳をお持ちでない満15歳以上の方(以下、「一般市民」と表記します。)から無作為に対象者を抽出して行いました。

区分	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	一般市民
対象者	身体障がい者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障がい者 保健福祉手帳 所持者	障がい者手帳を 所持しない満15 歳以上の市民
対象者数	2,325人	408人	267人	500人
回収結果				
・有効回収数	1,265	217	142	203
・有効回収率	54.4%	53.2%	53.2%	40.6%

調査方法

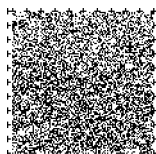
郵送による配付および回収

実施期間

平成23年9月1日～9月15日

調査結果の表記について

- (ア) 選択肢の語句が長い場合、本文や表・グラフ中では省略した表現をもちいていることがあります。
- (イ) 調査結果の比率は、その設問の回答数を母数(nとして表記)として、小数点第2位を四捨五入して算出しています。このため、合計が100%にならない場合があります。
- (ウ) 複数回答形式の場合は、すべての回答者が1つの回答しか選択しなかったという特殊な場合を除き、回答比率の合計が100%を超えています。

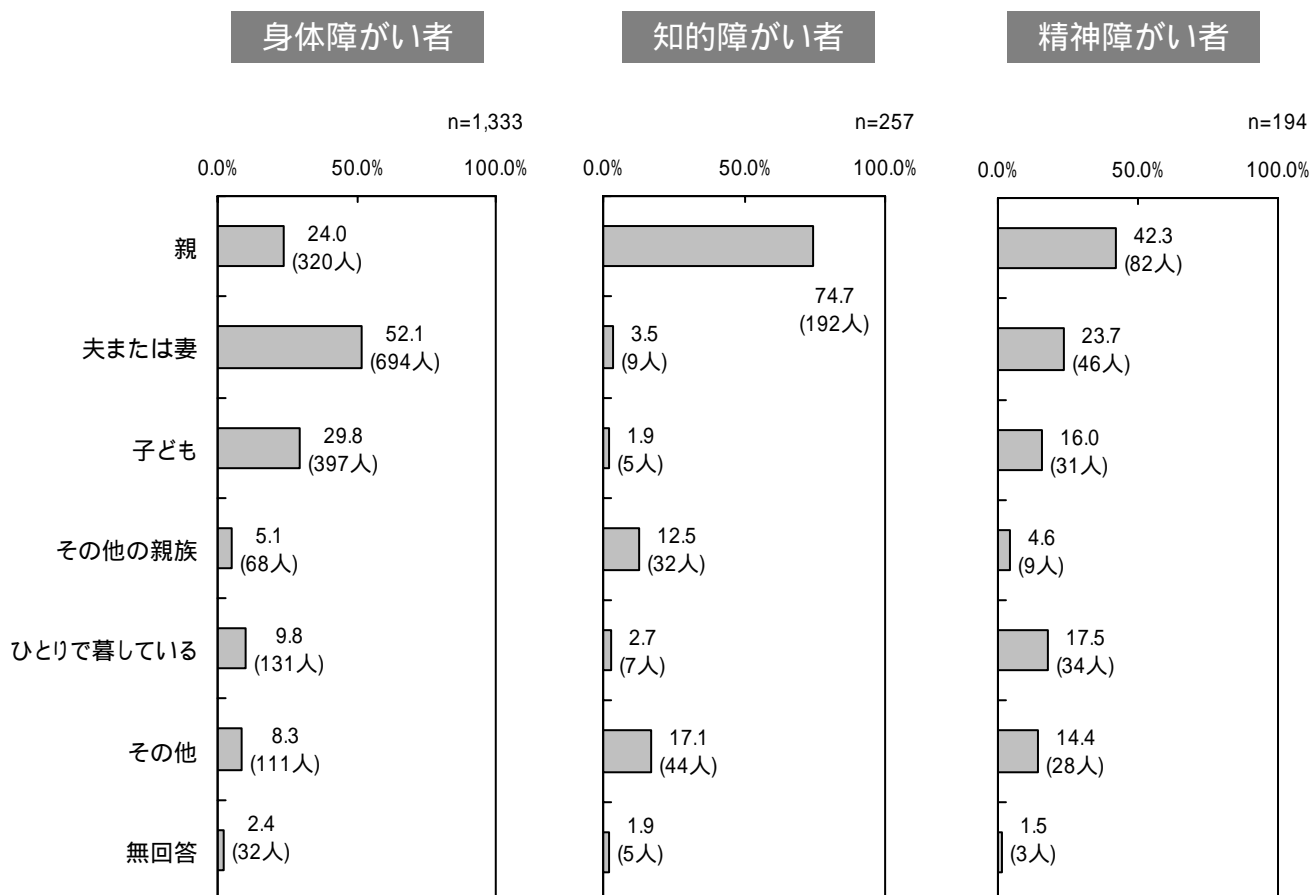


(2) 調査結果

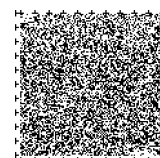
生活について

同居者

(設問) あなたは、現在どなたと一緒に暮らしていますか。

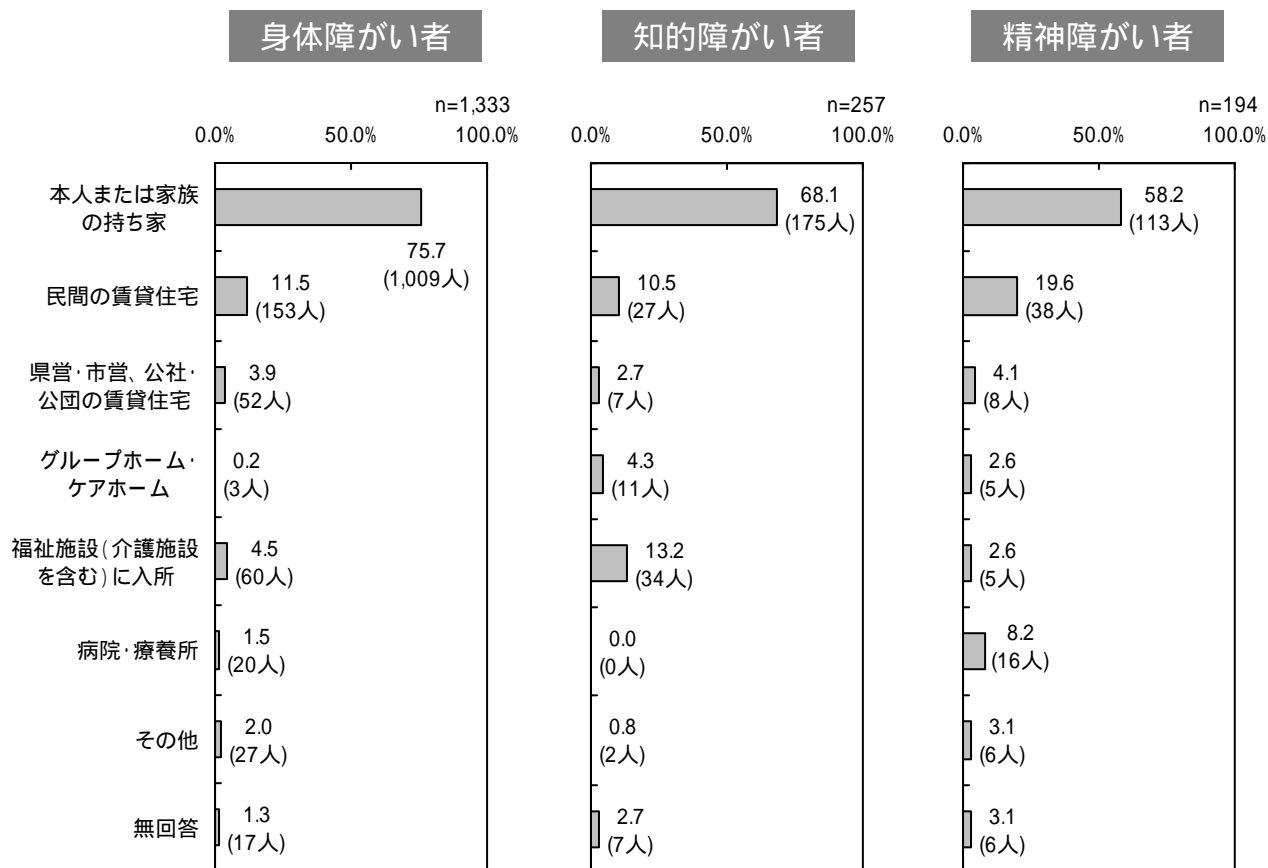


身体障がい者は「夫または妻」が52.1%と過半数を占め最も多く、次いで「子ども」が29.8%、「親」が24.0%の順となっています。
 知的障がい者は、「親」が74.7%と約4分の3を占めています。
 精神障がい者は「親」が42.3%と最も多く、次いで「夫または妻」が23.7%、「ひとりで暮している」が17.5%の順となっています。

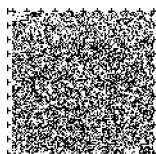


生活の場

(設問) あなたは、現在どこで生活していますか。

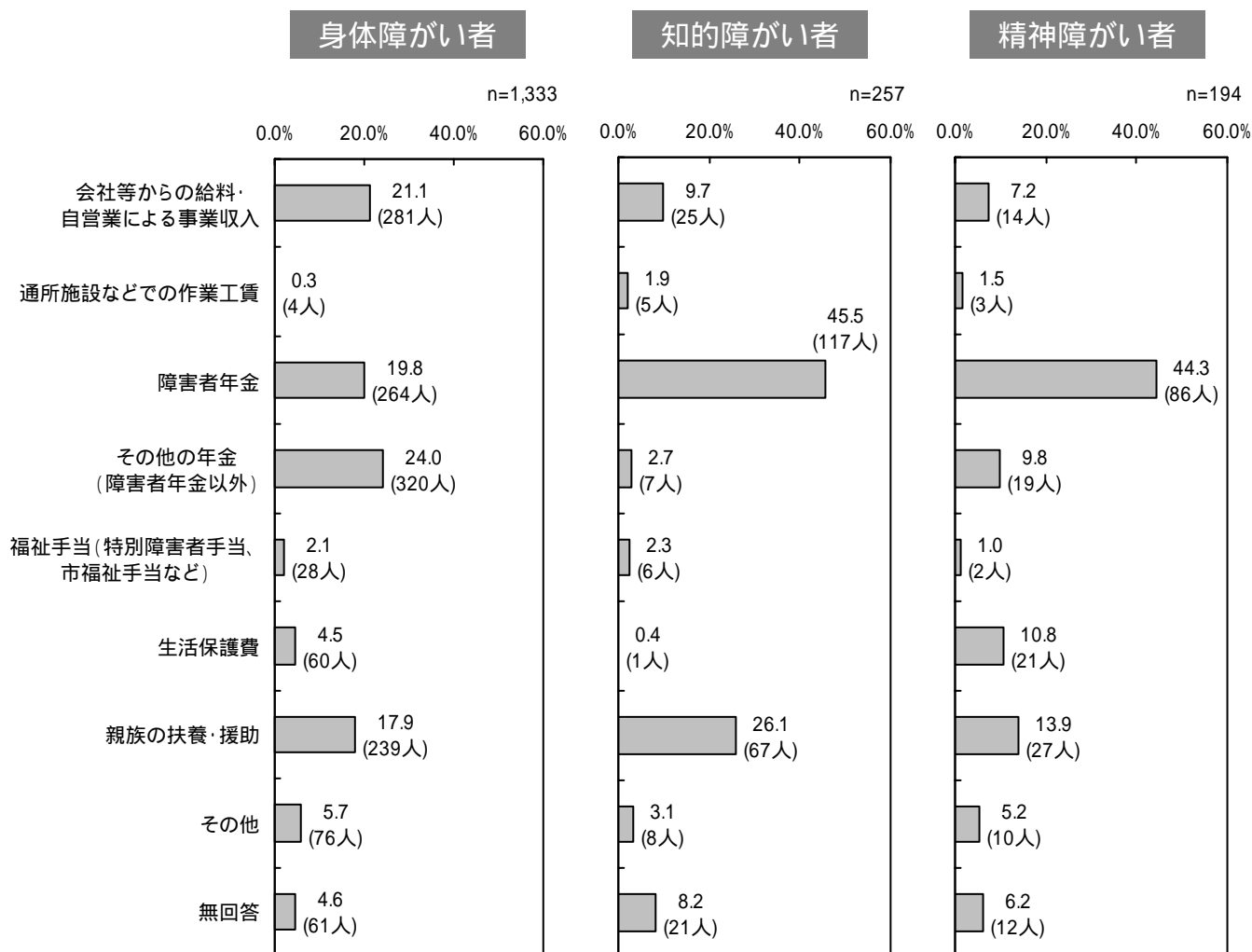


身体、知的、精神いずれの障がい者においても、「本人または家族の持ち家」との回答が最も多くなっていますが、知的障がい者では「福祉施設(介護施設を含む)に入所」(13.2%)との回答が、精神障がい者では「民間の賃貸住宅」(19.6%)と「病院・療養所」(8.2%)との回答が、他の障がいに比べ多くなっています。



主な収入

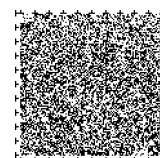
(設問) あなたが生活する上で得ている主な収入は何ですか。



身体障がい者は「その他の年金 (障害者年金以外)」(24.0%) との回答が最も多く、次いで「会社等からの給料・自営業による事業収入」(21.1%)、「障害者年金」(19.8%)、「親族の扶養・援助」(17.9%) の順となっています。

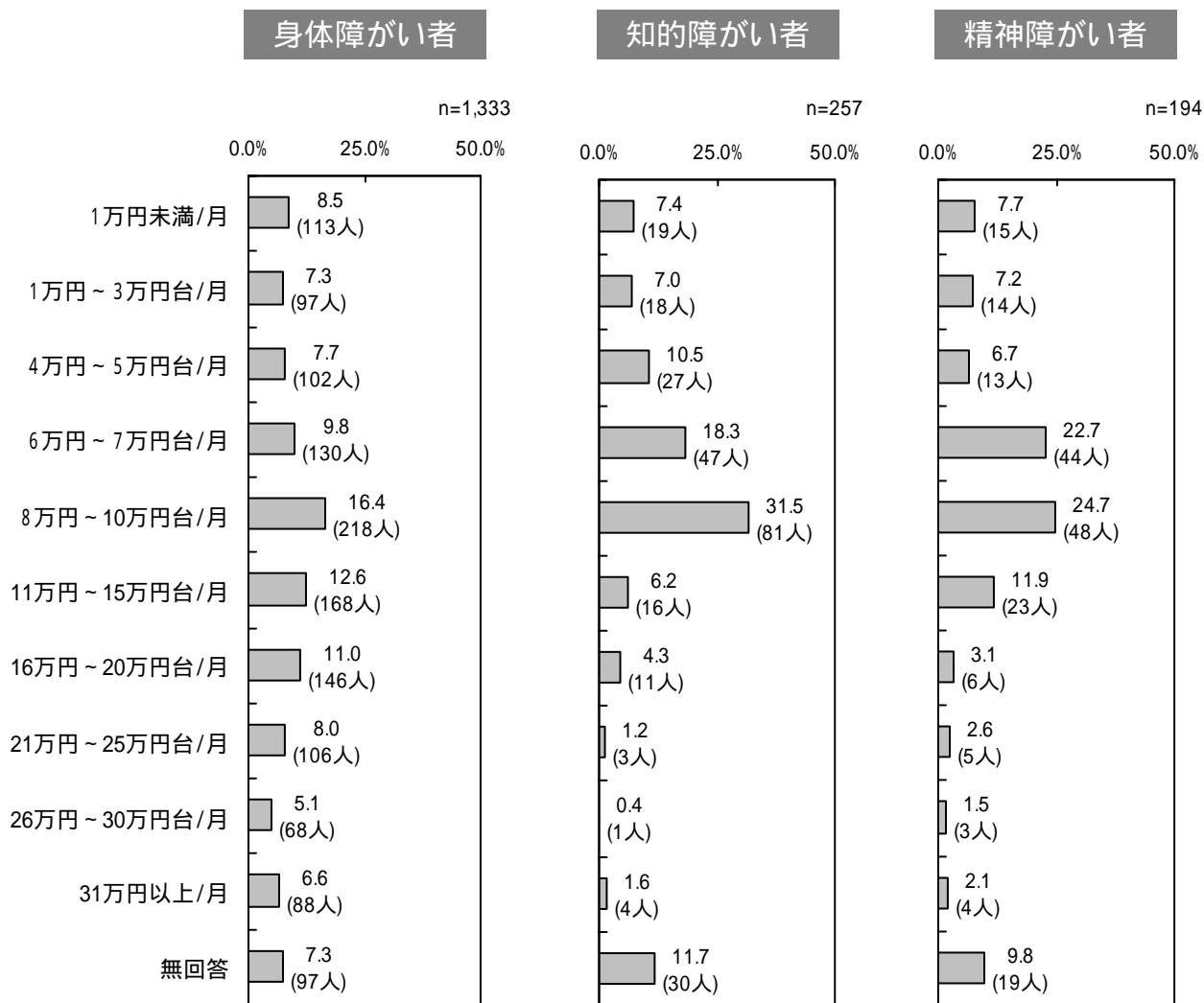
知的障がい者は「障害者年金」(45.5%) との回答が最も多く、次いで「親族の扶養・援助」(26.1%) となっており、「会社等からの給料・自営業による事業収入」は9.7%にとどまっています。

精神障がい者は「障害者年金」(44.3%) との回答が最も多く、「親族の扶養・援助」(13.9%) のほか、「生活保護費」も10.8%と多くなっており、「会社等からの給料・自営業による事業収入」は7.2%にとどまっています。

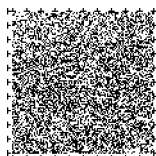


1 か月あたりの収入

(設問) あなた一人の収入は、1 か月あたりどのくらいですか。年金・手当・生活保護費・親族からの援助なども含めてください。



身体、知的、精神いずれの障がい者においても「8万円～10万円台/月」との回答が最も多くなっていますが、“11万円以上”を見てみると、身体障がい者では43.2%が該当しているのに対し、知的障がい者では13.6%、精神障がい者では21.1%となっています。



日中活動について

日中の過ごし方

(設問) あなたは、平日の日中はどのように過ごしていますか。

【18～59歳】

	身 体	知 的	精 神
1 位	一般就労(アルバイト含む)(40.4%)	福祉施設に通所(48.2%)	主に自宅にいる(50.0%)
2 位	主に自宅にいる(40.0%)	一般就労(アルバイト含む)(17.6%)	福祉施設に通所(16.9%)
3 位	福祉施設に通所(7.7%)	施設に入所(13.5%)	一般就労(アルバイト含む)(13.4%)

上位3位まで。

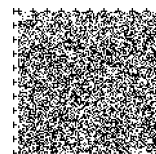
【60歳以上】

	身 体	知 的	精 神
1 位	主に自宅にいる(65.7%)	主に自宅にいる(45.8%)	主に自宅にいる(52.2%)
2 位	一般就労(アルバイト含む)(13.7%)	施設に入所(20.8%)	病院に入院(15.2%)
3 位	福祉施設に通所(3.9%)	福祉施設に通所(20.8%)	福祉施設に通所(6.5%)

上位3位まで。

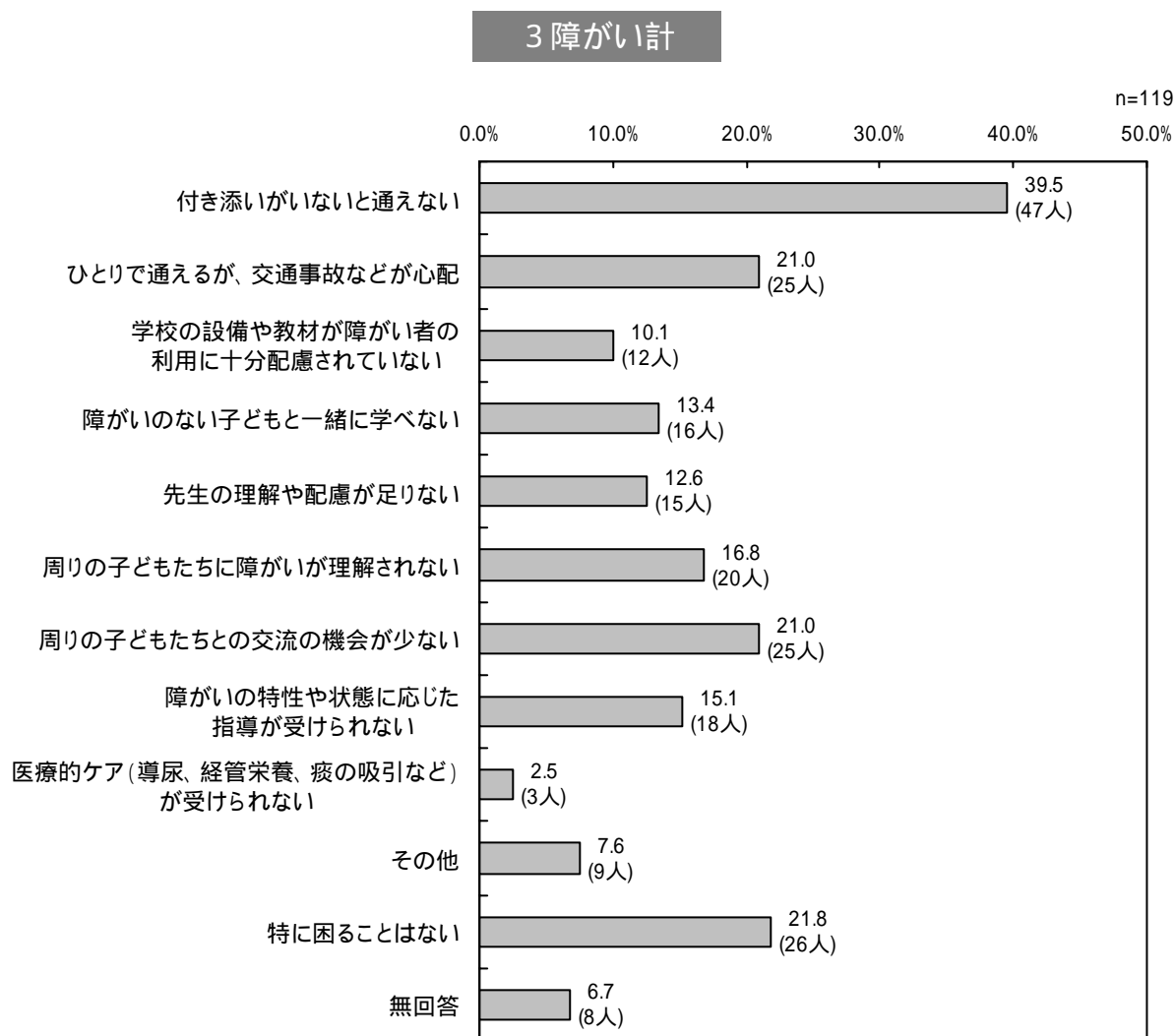
18～59歳の身体障がい者では「一般就労(アルバイト含む)」との回答が、知的障がい者では「福祉施設に通所」との回答が、精神障がい者では「主に自宅にいる」との回答が最も多くなっています。

60歳以上では、身体、知的、精神いずれの障がい者も「主に自宅にいる」との回答が最も多くなっています。

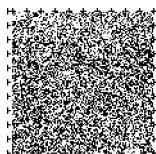


通園・通学での困りごと

(設問) あなたには、通園・通学して困ることがありますか。



「付き添いがいないと通えない」との回答が39.5%と最も多く、「特に困ることはない」(21.8%)をはさんで「ひとりで通えるが、交通事故などが心配」(21.0%)と「周りの子どもたちとの交流の機会が少ない」(21.0%)が続いています。



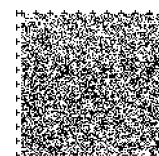
一般就労のために必要だと思うこと

(設問) あなたが一般就労(企業や自営業などでの就労で、福祉作業所などでの作業工賃が支払われるものを除きます)を目指したり、一般就労を続けていくために必要だと思うことは何ですか。

	身 体	知 的	精 神
1 位	障がいや病状に応じた勤務体制 (11.6%)	自分に合った仕事を見つける支援 (13.6%)	障がいについての職場の理解促進 (16.0%)
2 位	自分に合った仕事や求人情報 (10.4%)	仕事の内容や職場の人間関係などの就労に関する総合的な相談支援 (11.3%)	障がいや病状に応じた勤務体制 (15.5%)
			自分に合った仕事を見つける支援 (15.5%)
3 位	自分に合った仕事を見つける支援 (9.5%)	自分に合った仕事や求人情報 (10.5%)	
4 位	障がいについての職場の理解促進 (9.2%)	ジョブコーチなどからの支援 (10.1%)	自分に合った仕事や求人情報 (12.4%)
5 位	特にない (7.2%)	障がいについての職場の理解促進 (9.3%)	仕事の内容や職場の人間関係などの就労に関する総合的な相談支援 (11.9%)

上位5位まで。

身体障がい者では「障がいや病状に応じた勤務体制」(11.6%)や「自分に合った仕事や求人情報」(10.4%)との回答が、知的障がい者では「自分に合った仕事を見つける支援」(13.6%)や「仕事の内容や職場の人間関係などの就労に関する総合的な相談支援」(11.3%)との回答が、精神障がい者では「障がいについての職場の理解促進」(16.0%)や「障がいや病状に応じた勤務体制」(15.5%)、「自分に合った仕事を見つける支援」(15.5%)との回答が多くなっています。



外出について

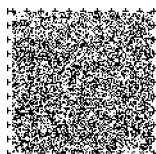
交通手段

(設問) あなたが外出するとき、主に利用する交通手段はどれですか。

	身 体	知 的	精 神
1位	自動車(家族などが運転する) (42.1%)	自動車(家族などが運転する) (59.5%)	徒歩(車いす等含む) (43.8%)
2位	自動車(自分で運転する) (35.5%)	徒歩(車いす等含む) (35.4%)	自動車(家族などが運転する) (42.8%)
3位	徒歩(車いす等含む) (27.8%)	電車 (31.9%)	自転車 (32.5%)
			電車 (32.5%)
4位	電車 (26.6%)	路線バス(普通のバス) (23.3%)	
		施設などの送迎バス (23.3%)	
5位	タクシー(介護タクシー含む) (19.8%)		路線バス(普通のバス) (24.2%)

上位5位まで。

身体、知的、精神いずれの障がい者においても「自動車(家族などが運転する)」や「徒歩(車いす等を含む)」との回答が多くなっているほか、身体障がい者では「自動車(自分で運転する)」が、知的障がい者では「電車」が、精神障がい者では「自転車」、「電車」との回答が多くなっています。



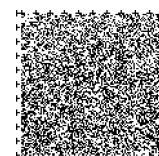
市に不足している外出のための支援等
 (設問) あなたがより外出しやすくするために、市原市ではどんなことが不足していると思いますか。

	身 体	知 的	精 神
1 位	歩道や出入り口などの段差の整備 (34.8%)	交通費助成の充実(通所に対する助成やタクシー券等) (23.3%)	交通費助成の充実(通所に対する助成やタクシー券等) (35.6%)
2 位	障がいのある人の利用しやすいトイレの設置 (28.9%)	外出時の介助者の支援 (22.2%)	歩道や出入り口などの段差の整備 (16.5%)
3 位	障がい者専用駐車場の整備 (27.1%)	障がいのある人の利用しやすいトイレの設置 (18.7%)	外出時の介助者の支援 (14.4%)
4 位	エレベーター・スロープ・自動ドアの設置 (23.2%)	歩道や出入り口などの段差の整備 (17.1%)	わかりやすい案内表示の設置 (12.9%)
5 位	通路・階段の手すりの設置 (22.9%)	わかりやすい案内表示の設置 (13.2%)	障がいのある人の利用しやすいトイレの設置 (12.4%)

上位5位まで。無回答を除く。

身体障がい者では「歩道や出入り口などの段差の整備」との回答が最も多く、次いで「障がいのある人の利用しやすいトイレの設置」となっています。

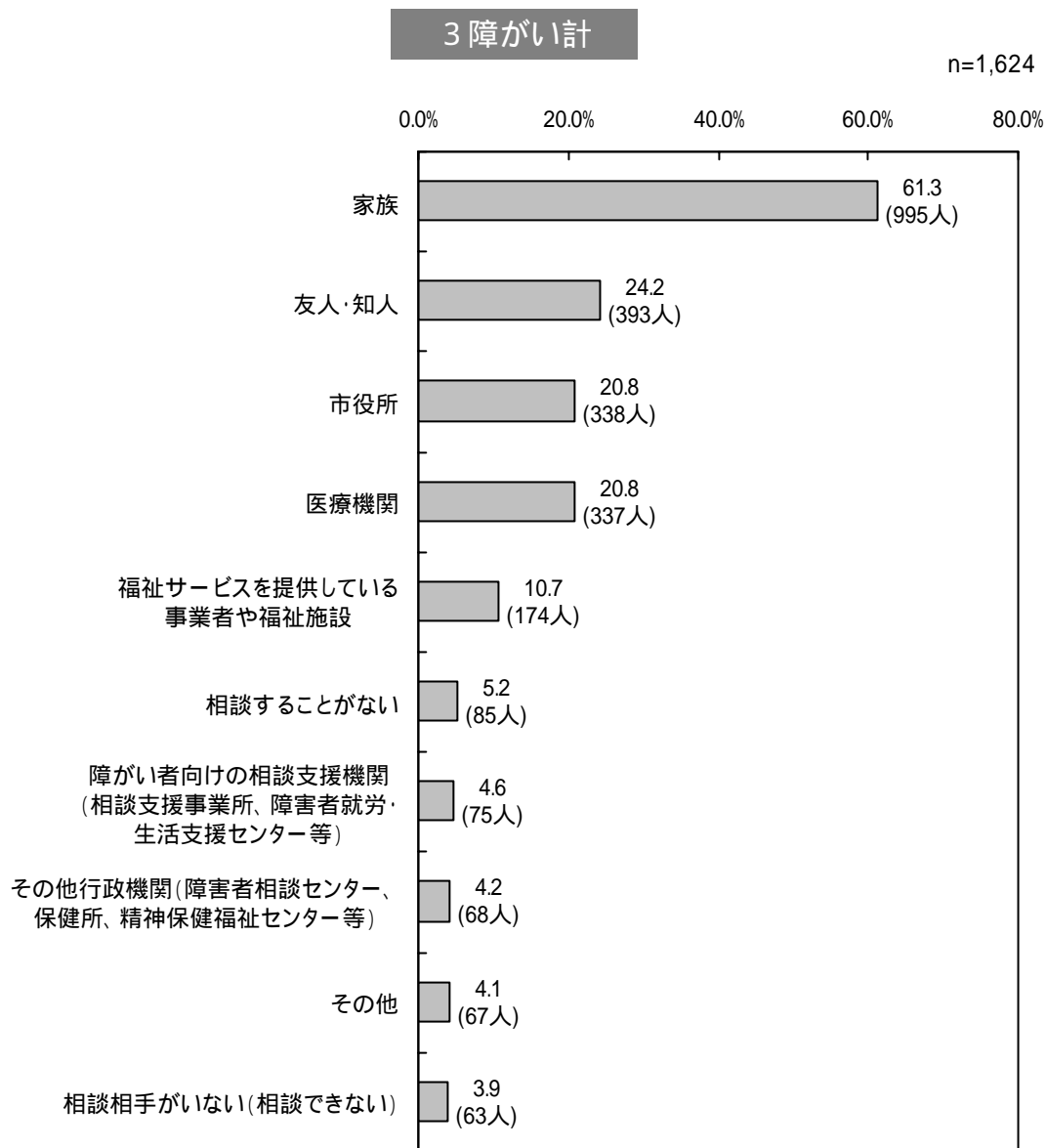
知的障がい者と精神障がい者ではともに「交通費助成の充実(通所に対する助成やタクシー券等)」との回答が最も多く、次いで、知的障がい者では「外出時の介助者の支援」が、精神障がい者では「歩道や出入り口などの段差の整備」が続いています。



相談について

不安や悩みの相談相手

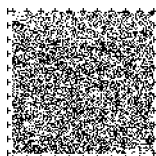
(設問) あなたは、日常生活や職場での不安や悩みなど、何か困ったことがあったとき、主に誰(どこ)に相談しますか。



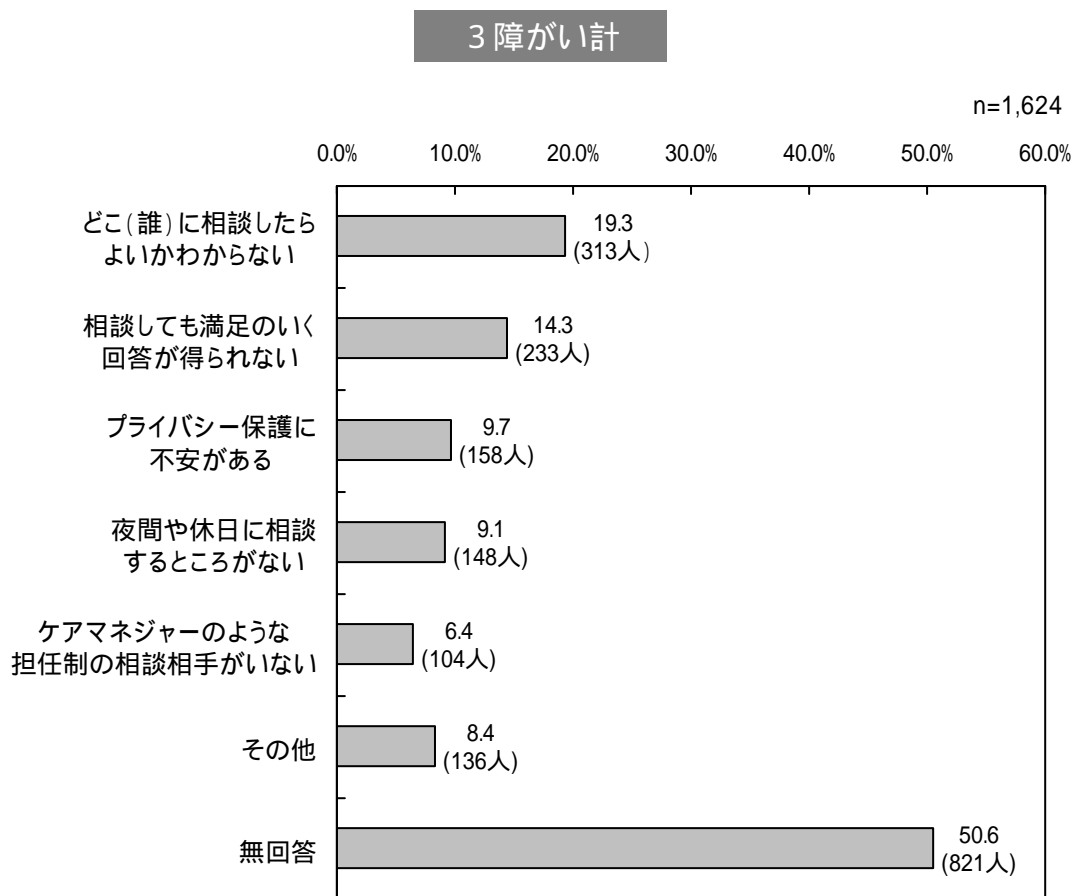
「無回答」を除く、上位10位まで。

「家族(61.3%)」との回答が最も多く、次いで「友人・知人(24.2%)」、「市役所」および「医療機関」(20.8%)の順となっています。

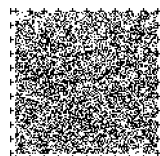
また、「相談相手がない(相談できない)」との回答は3.9%となっています。



相談についての困りごと
 (設問) あなたが、相談について困っていることは何ですか。



「無回答」を除くと、「どこ(誰)に相談したらよいかわからない」(19.3%)との回答が最も多く、次いで「相談しても満足の良い回答が得られない」(14.3%)、「プライバシー保護に不安がある」(9.7%)の順となっています。

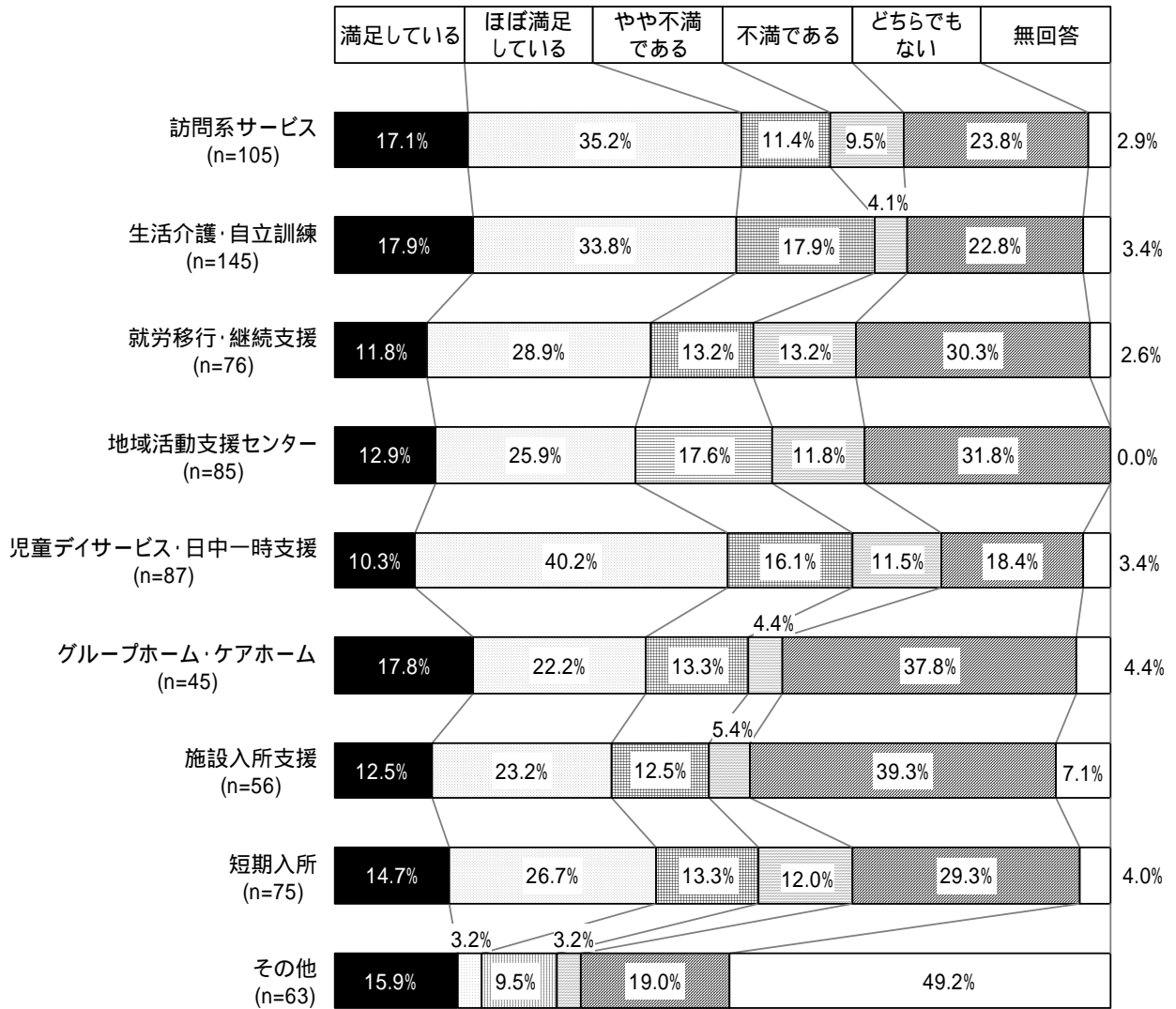


サービスの利用について

現在利用している障がい福祉サービスへの評価

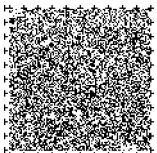
(設問) 現在利用しているサービスについて、利用した感想をサービスごとにお選びください。

3 障がい計

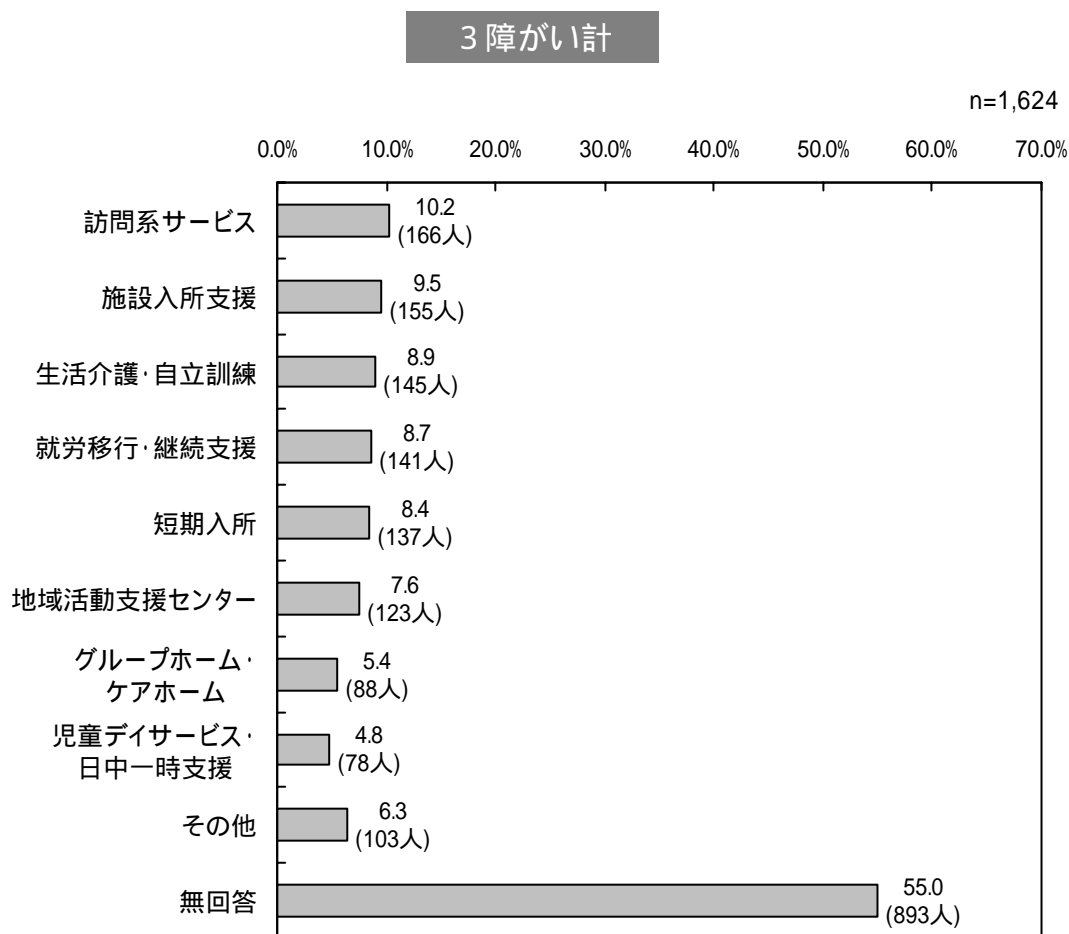


「満足している」と「ほぼ満足している」を合わせた「どちらかという満足している」との回答は、「訪問系サービス」(52.3%)が最も多く、次いで「生活介護・自立訓練」(51.7%)となっています。

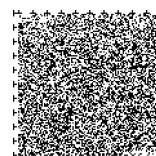
「やや不満である」と「不満である」を合わせた「どちらかという不満である」との回答は、「地域活動支援センター」(29.4%)が最も多く、次いで「児童デイサービス・日中一時支援事業」(27.6%)となっています。



今後利用したい障がい福祉サービス
 (設問) あなたが、今後利用したい障がい福祉サービスは何ですか。



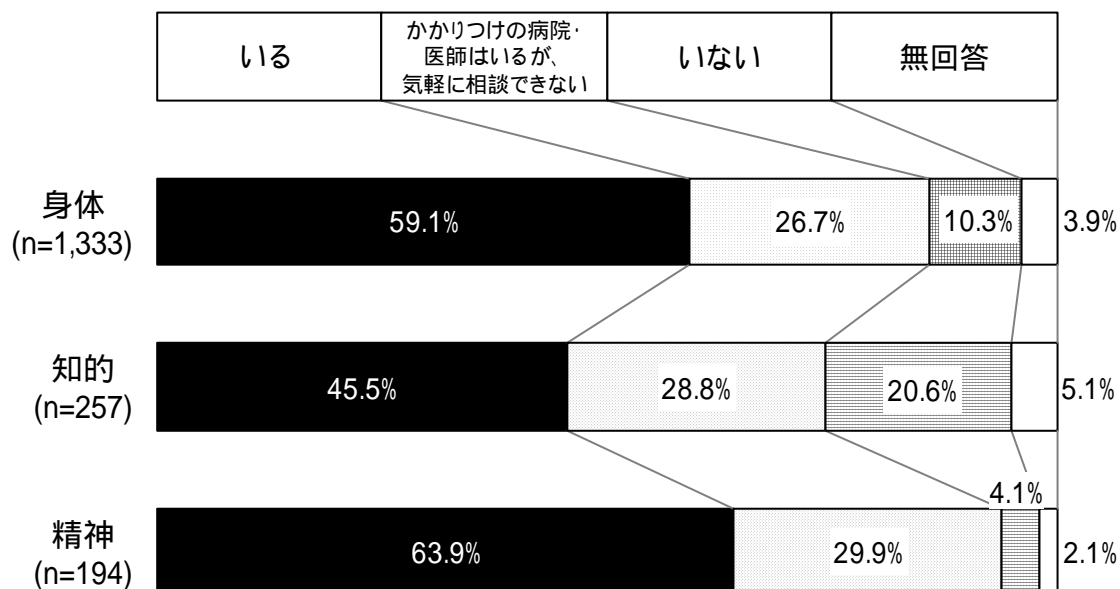
「無回答」を除くと、「訪問系サービス」(10.2%)との回答が最も多く、次いで「施設入所支援」(9.5%)、「生活介護・自立訓練」(8.9%)の順となっています。



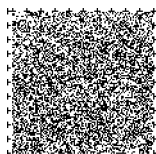
医療について

かかりつけ医師等の有無

(設問) あなたには、いつでも気軽に相談できる病院またはかかりつけの医師はいますか。



「いる」と「かかりつけの病院・医師はいるが、気軽に相談できない」を合わせた“いる”との回答は、精神障がい者が 93.8%と最も多く、次いで身体障がい者が 85.8%、知的障がい者が 74.3%の順となっていますが、「かかりつけの病院・医師はいるが、気軽に相談できない」との回答も精神障がい者の 29.9%を始め、3障がいいずれにおいても多くなっています。



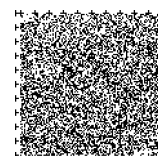
医療についての困りごと

(設問) あなたが、医療について困っていることは何ですか。

	身 体	知 的	精 神
1 位	特に困っていることはない (30.4%)	特に困っていることはない (30.4%)	特に困っていることはない (29.4%)
2 位	待ち時間が長い (28.9%)	待ち時間が長い (28.8%)	お金がかかる (28.4%)
3 位	お金がかかる (24.1%)	お金がかかる (17.1%)	待ち時間が長い (27.3%)
4 位	診療所や病院が遠い (14.7%)	専門的な治療を行って くれる医療機関が近くな い (15.2%)	診療所や病院が遠い (24.2%)
5 位	専門的な治療を行って くれる医療機関が近くな い (12.1%)	診療所や病院が遠い (13.2%)	専門的な治療を行って くれる医療機関が近くな い (11.9%)

上位5位まで。

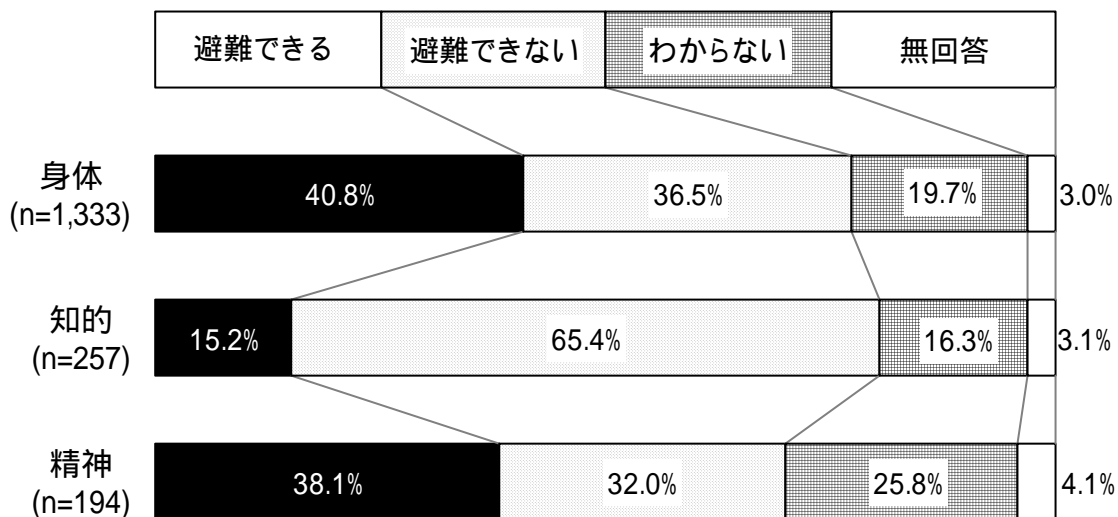
身体、知的、精神いずれの障がい者も「特に困っていることはない」との回答が約3割と最も多くなっており、次いで、身体障がい者と知的障がい者は「待ち時間が長い」が、精神障がい者は「お金がかかる」が続いています。



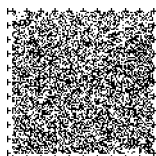
災害時の対応について

災害時にひとりで避難できるか

(設問) あなたは、災害時にひとりで避難できますか。



「避難できる」との回答は身体障がい者で 40.8%、知的障がい者で 15.2%、精神障がい者で 38.1%となっているのに対し、「避難できない」との回答は身体障がい者で 36.5%、知的障がい者で 65.4%、精神障がい者で 32.0%となっており、特に知的障がい者において、避難できない人の割合が突出して高くなっています。



災害時の対策

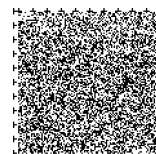
(設問) あなたは、災害時の対策を立てていますか。

	身 体	知 的	精 神
1 位	避難場所がわかる (31.0%)	特に対策を立てていない (28.4%)	特に対策を立てていない (35.1%)
2 位	特に対策を立てていない (27.9%)	避難場所がわかる (24.9%)	避難場所がわかる (24.7%)
3 位	家族と避難方法を決めて いる (26.7%)	食糧や水などの防災用品 を用意している (24.5%)	家に消火器がある (20.1%)
4 位	食糧や水などの防災用品 を用意している (25.8%)	家族と避難方法を決めて いる (24.1%)	家族と避難方法を決めて いる (18.0%)
5 位	家に消火器がある (25.1%)	家に消火器がある (19.5%)	食糧や水などの防災用品 を用意している (17.0%)

上位5位まで。

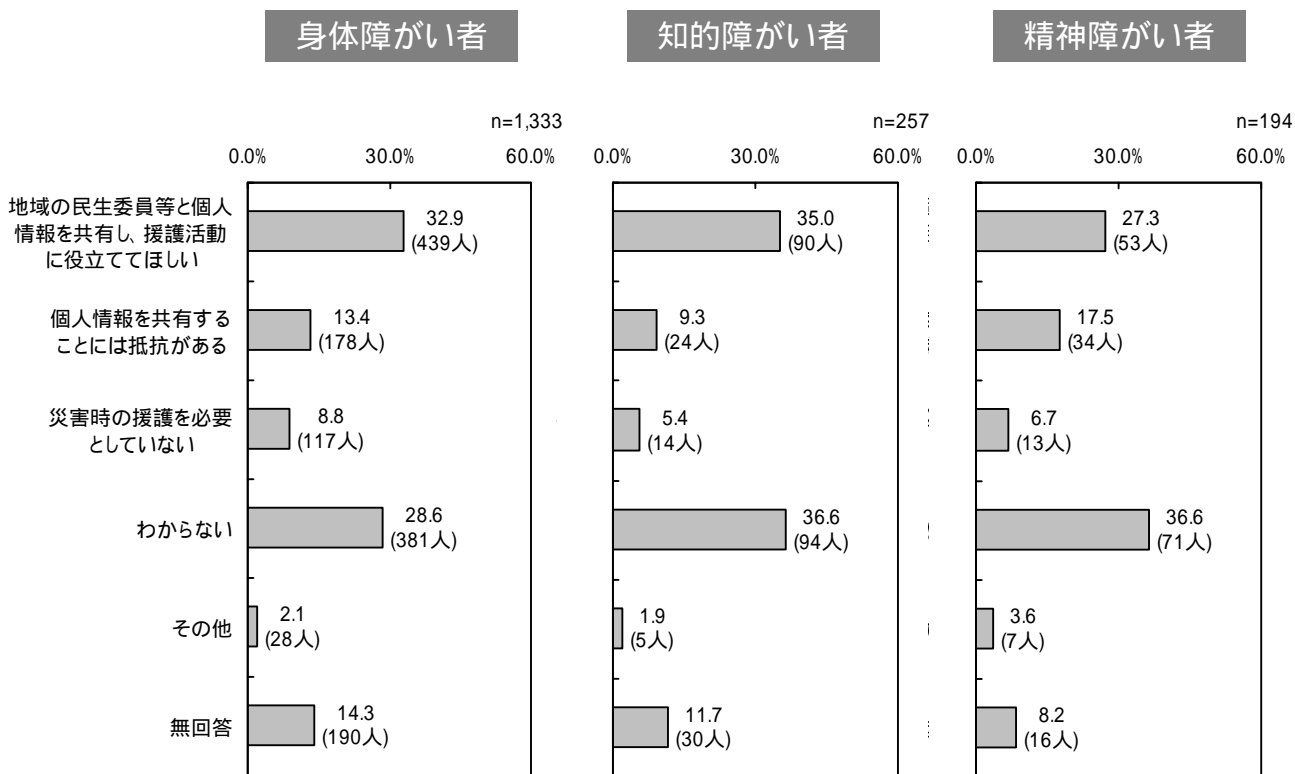
「特に対策を立てていない」との回答が、知的障がい者と精神障がい者で最も多く、身体障がい者でも2位となっており、「避難場所がわかる」との回答は、身体障がい者で最も多く、知的障がい者と精神障がい者では2位となっています。

そのほか、身体、知的、精神いずれの障がい者においても「家族と避難方法を決めている」、「食糧や水などの防災用品を用意している」、「家に消火器がある」との回答が多くなっています。



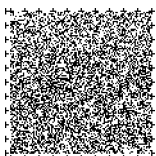
災害時等のための個人情報の活用（要援護者リスト）について

（設問）市では、災害等の緊急時に備え、緊急時の援護を希望する人を予め把握し、要援護者リストとして整備することを検討しています。このように、援護活動等のために障がい者の個人情報（氏名・住所・年齢・障がいの内容及び程度・緊急時に必要とする援護の内容等）を活用することについて、あなたの考えに近いのはどれですか。



「地域の民生委員等と個人情報を共有し、援護活動に役立ててほしい」との回答は、知的障がい者が35.0%で最も多く、次いで身体障がい者が32.9%、精神障がい者が27.3%となっており、精神障がい者では「個人情報を共有することには抵抗がある」との回答が17.5%と、他の障がいに比べ多くなっています。

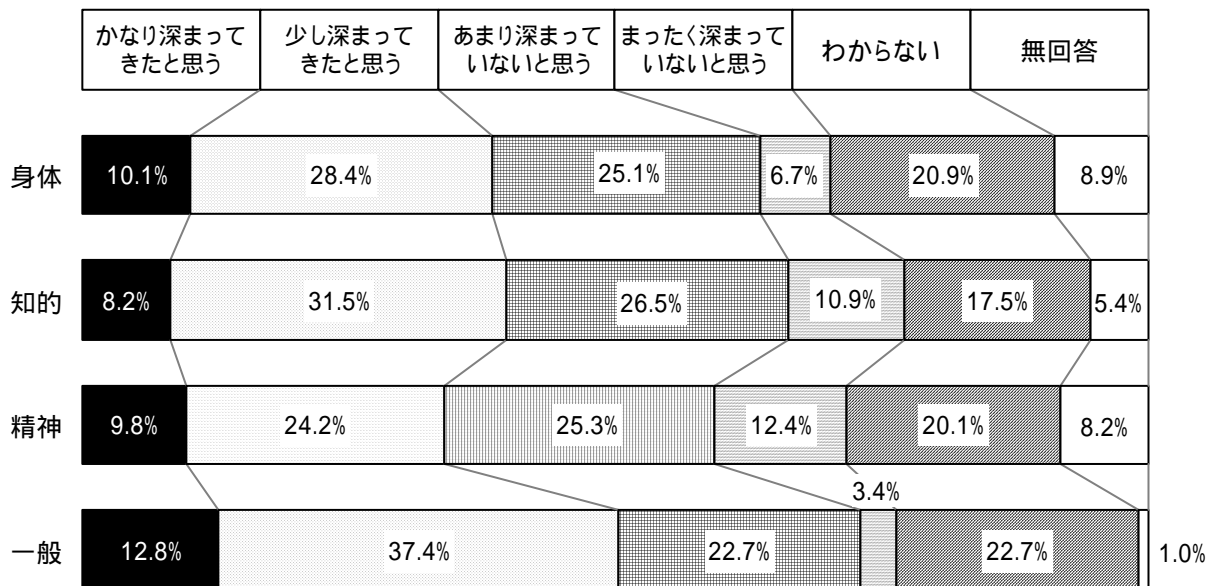
一方、「わからない」との回答についても、身体障がい者で28.6%、知的障がい者で36.6%、精神障がい者で36.6%と3障がい者すべてにおいて多くなっています。



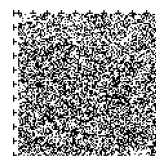
障がい者への理解について

障がい者への理解

(設問) 障がい者への理解は深まってきていると思いますか。



「かなり深まってきたと思う」と「少し深まってきたと思う」を合わせた「どちらかというと深まってきたと思う」との回答は、身体障がい者で38.5%、知的障がい者で39.7%、精神障がい者で34.0%となっているのに対し、一般市民では50.2%と過半数を占めており、認識の違いがうかがえます。

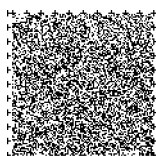


理解を深めるために力を入れるべきこと
 (設問)障がい者への理解を深めるために力を入れるべきことは何だと思いませんか。

	身 体	知 的	精 神	一 般
1 位	障がい者自身が積極的に社会参加をする (32.1%)	小・中学校での福祉教育の充実(障がい児との交流) (38.9%)	障がい者自身が積極的に社会参加をする (25.8%)	小・中学校での福祉教育の充実(障がい児との交流) (51.7%)
2 位	小・中学校での福祉教育の充実(障がい児との交流) (22.9%)	ボランティアの育成 (32.7%)	ボランティアの育成 (21.1%)	福祉関連の行事等を通じた地域の人々との交流 (36.9%)
3 位	福祉施設を地域に開かれたものにする (22.4%)	福祉施設を地域に開かれたものにする (32.3%)	福祉施設を地域に開かれたものにする (20.6%)	障がい者自身に積極的な社会参加を促す (34.0%)
		障がい者自身が積極的に社会参加をする (32.3%)		
4 位	ボランティアの育成 (22.2%)	/	小・中学校での福祉教育の充実(障がい児との交流) (19.1%)	福祉施設を地域に開かれたものにする (30.5%)
			特にない (19.1%)	
5 位	特にない (20.3%)	スポーツ・文化活動等を通じた障がい者と地域の人々との交流 (24.1%)	/	ボランティアの育成 (28.6%)

上位5位まで。

障がい者、一般市民いずれも「障がい者自身が積極的に社会参加をする(障がい者自身に積極的な社会参加を促す)」、「小・中学校での福祉教育の充実(障がい児との交流)」、「ボランティアの育成」、「福祉施設を地域に開かれたものにする」との回答が上位を占めているほか、一般市民では「福祉関連の行事等を通じた地域の人々との交流」との回答も多くなっています。



情報収集について

福祉に関する情報の入手先

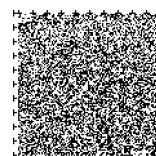
(設問) 福祉に関する情報は、どこから得ますか。

	身 体	知 的	精 神
1 位	県や市の広報・ガイドブック (44.0%)	県や市の広報・ガイドブック (39.3%)	病院などの医療機関 (37.6%)
2 位	新聞・雑誌 (28.4%)	福祉関係施設 (34.2%)	市役所・保健所・児童相談所 (30.4%)
3 位	テレビ・ラジオ (27.7%)	市役所・保健所・児童相談所 (33.1%)	県や市の広報・ガイドブック (27.3%)
4 位	市役所・保健所・児童相談所 (25.7%)	家族や友人 (29.2%)	テレビ・ラジオ (27.3%)
5 位	病院などの医療機関 (24.6%)	テレビ・ラジオ (24.9%)	新聞・雑誌 (20.1%)

上位5位まで。

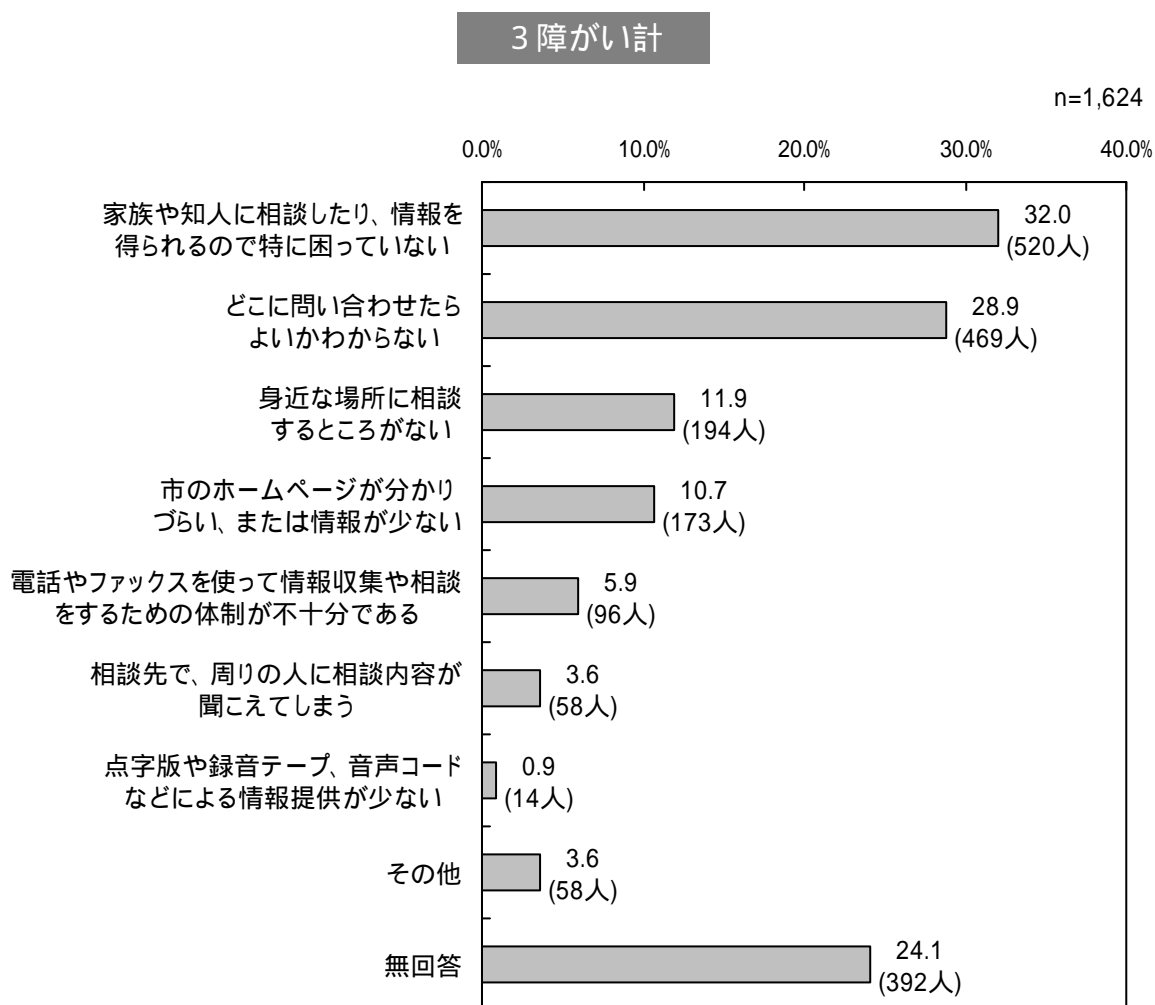
身体障がい者と知的障がい者では「県や市の広報・ガイドブック」との回答が最も多く、精神障がい者では「病院などの医療機関」との回答が最も多くなっています。

次いで、身体障がい者では「新聞・雑誌」、「テレビ・ラジオ」が、知的障がい者では「福祉関係施設」、「市役所・保健所・児童相談所」が、精神障がい者では「市役所・保健所・児童相談所」、「県や市の広報・ガイドブック」との回答が多くなっています。

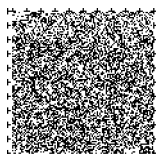


情報収集での困りごと

(設問)あなたは、福祉サービスや日頃の生活について必要な情報を集めるときに、困ることはありますか。



「家族や知人に相談したり、情報を得られるので特に困っていない」(32.0%)との回答が最も多く、次いで「どこに問い合わせたらよいかわからない」(28.9%)、「無回答」をはさんで、「身近な場所に相談するところがない」(11.9%)の順となっています。



スポーツや文化・芸術活動について

スポーツや文化・芸術活動などでの困りごと

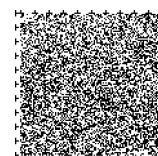
(設問) あなたがスポーツや文化・芸術活動などの活動をするときに困ることはありますか。また、活動を行っていない方は、その理由は何ですか。

	身 体	知 的	精 神
1 位	特にな い (22.7%)	一緒に参加する友人・仲間がい ない (21.0%)	特にな い (22.7%)
2 位	興味が ないので 参加し ない (18.2%)	障がいのない大勢の人たちと一 緒に活動することに気が引ける (19.5%)	興味が ないので 参加し ない (20.6%)
		障がい者同士が気軽に集まれる場 所がない・少ない (19.5%)	
3 位	活動のた めの情 報が少 ない (15.4%)	/	一緒に参加する友人・仲間がい ない (18.0%)
	経済的 な余裕 がない (15.4%)		経済的 な余裕 がない (18.0%)
4 位	/	活動のた めの情 報が少 ない (18.3%)	/
5 位	一緒に参加する友人・仲間がい ない (12.8%)	障がい者が参加できる講座・イ ベント等が少ない (17.9%)	活動のた めの情 報が少 ない (13.9%)

上位5位まで。無回答は除く。

身体障がい者と精神障がい者はともに「特にな
い」との回答が最も多く、次いで「興味が
ないので参加しない」が多くなっています。

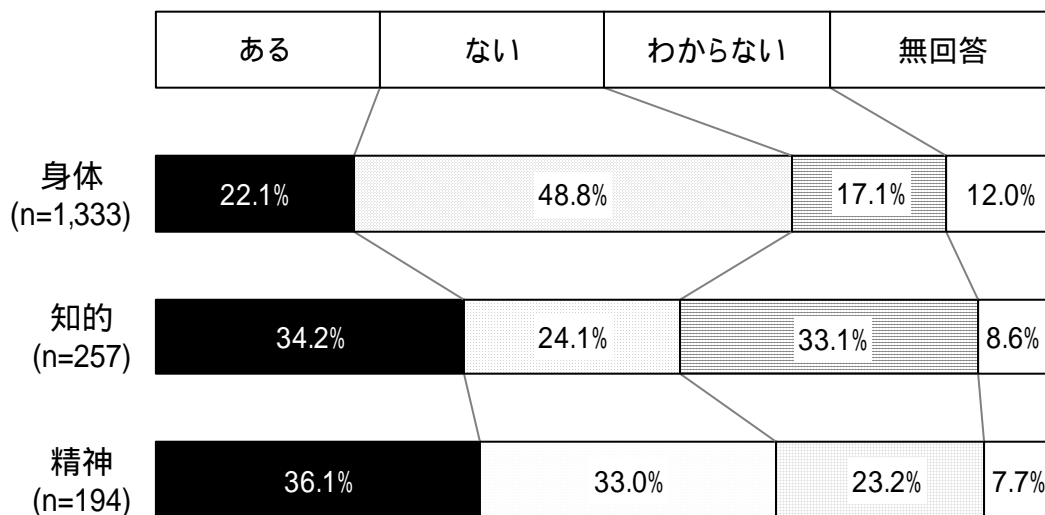
知的障がい者は「一緒に参加する友人・仲間
がい」との回答が最も多く、次いで「障がいの
ない大勢の人たちと一緒に活動することに
気が引ける」、「障がい者同士が気軽に
集まれる場所がない・少ない」との回答も
多くなっています。



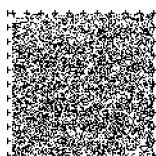
権利擁護について

差別や疎外感などを感じた経験

(設問) あなたは、日常生活や学校、職場で、障がい者への差別や疎外感などを感じたことがありますか。



差別や疎外感などを感じたことが「ある」との回答は、身体障がい者で 22.1%、知的障がい者で 34.2%、精神障がい者で 36.1%となっています。

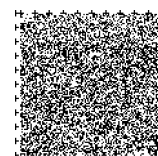


差別や疎外感などを感じた場面
 (設問) どのようなときに、差別や疎外感などを感じましたか。

	身 体	知 的	精 神
1 位	差別用語が使われた (23.1%)	差別用語が使われた (37.5%)	差別用語が使われた (25.7%)
2 位	その他 (21.1%)	その他 (25.0%)	希望する仕事に就けなかつた (21.4%)
			障がいを理由に退職を迫られた (21.4%)
3 位	特にない、わからない (19.0%)	受診や治療を断られた、 または嫌がられた (23.9%)	
4 位	職場での労働条件や給料が、 周囲の人に比べて低い (18.7%)	特にない、わからない (13.6%)	職場での労働条件や給料が、 周囲の人に比べて低い (17.1%)
5 位	希望する仕事に就けなかつた (18.4%)	希望した学校に入学できなかつた (12.5%)	その他 (15.7%)

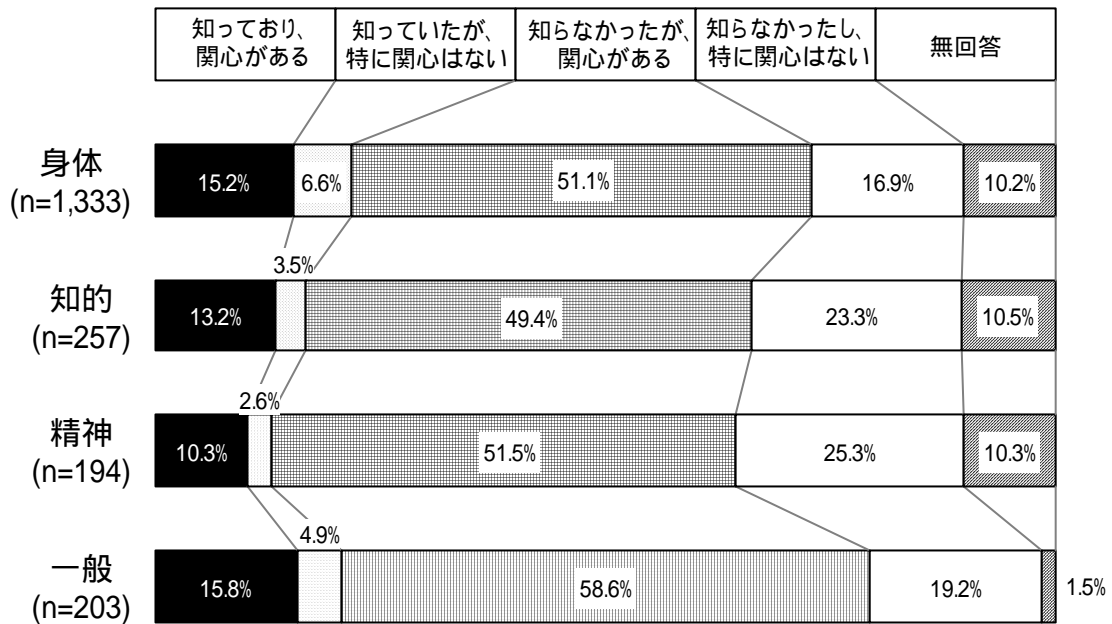
上位5位まで。

身体、知的、精神いずれの障がい者においても、「差別用語が使われた」との回答が最も多く、次いで、身体障がい者では「その他」、
 「特にない、わからない」が、知的障がい者では「その他」、「受診や治療を断られた、または嫌がられた」が、精神障がい者では「希望する仕事に就けなかつた」と「障がいを理由に退職を迫られた」が続いています。



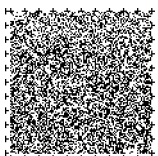
「障害者虐待防止法」について

(設問) 先日(平成23年6月)の国会において「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立し、今後、障害者虐待防止のための体制整備を図っていくこととなりました。この法律の成立について、あなたは知っていましたか。また、どう思いますか。

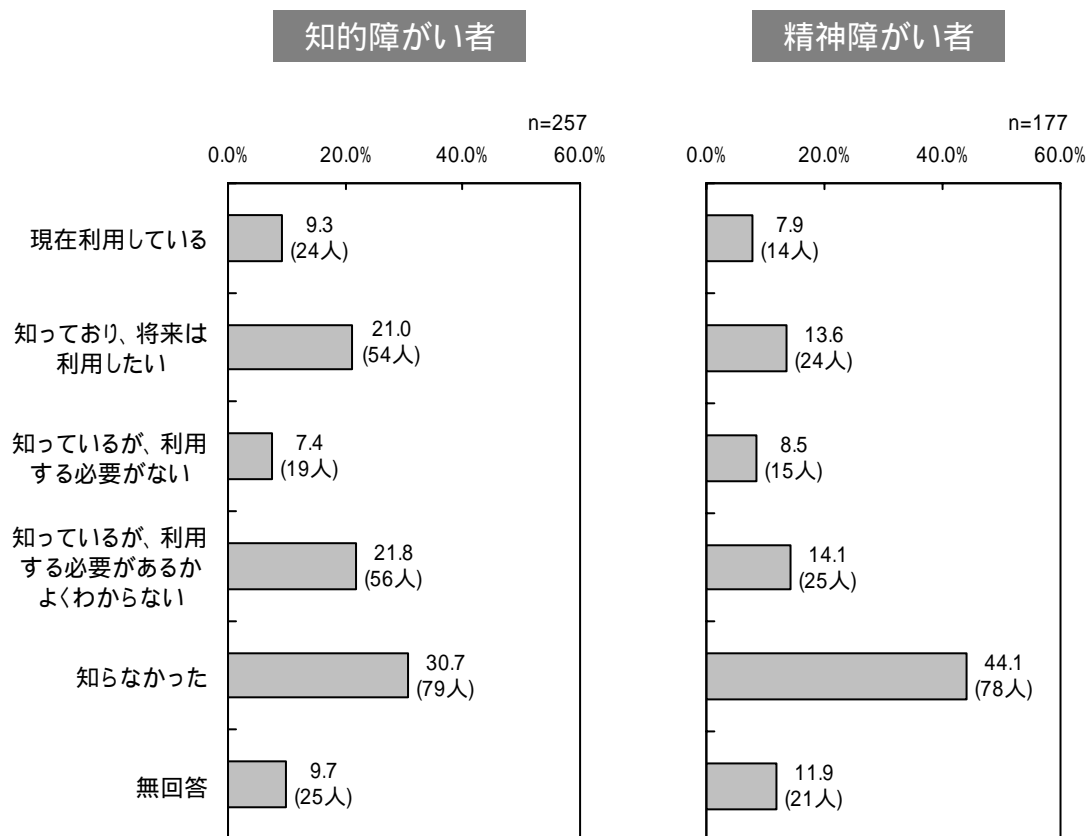


「知っており、関心がある」と「知っていたが、特に関心はない」を合わせた“知っていた”との回答は、身体障がい者で21.8%、知的障がい者で16.7%、精神障がい者で12.9%、一般市民で20.7%となっています。

また、「知らなかったが、関心がある」と「知らなかったし、特に関心はない」を合わせた“知らなかった”との回答は、身体障がい者で68.0%、知的障がい者で72.7%、精神障がい者で76.8%、一般市民で77.8%となっています。

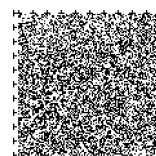


「成年後見制度」の認知状況及び利用意向
 (設問)あなたは「成年後見制度」をご存じですか。また、この制度を利用したい、
 または近い将来、必要になるとお思いますか。



「現在利用している」との回答は、知的障がい者で9.3%、精神障がい者で7.9%となっており、「知っており、将来は利用したい」との回答は、知的障がい者で21.0%、精神障がい者で13.6%となっています。

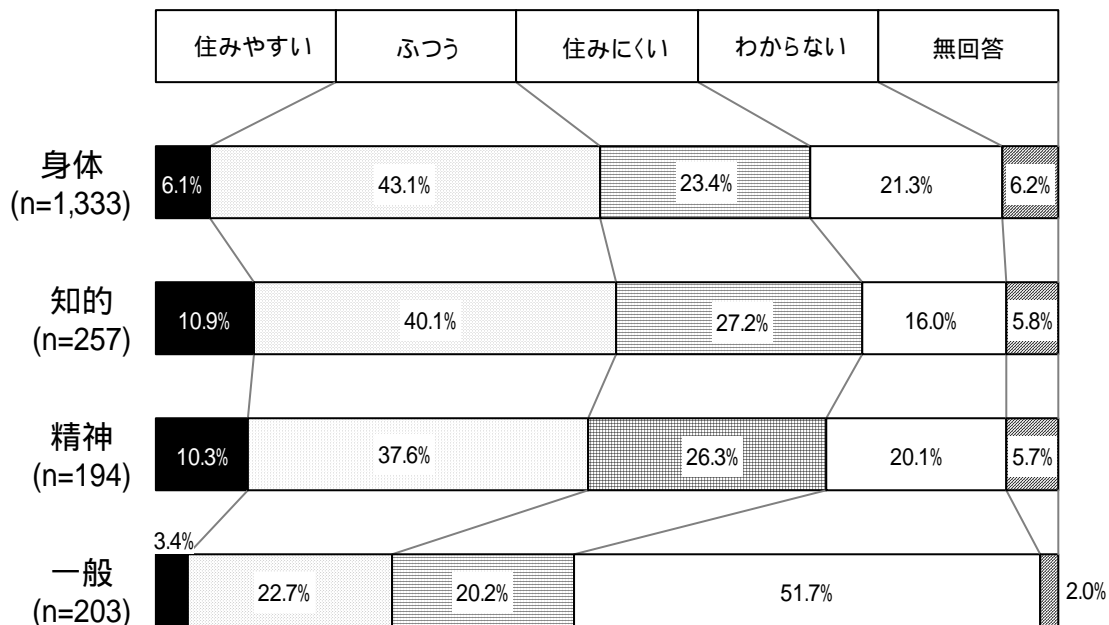
また、「知っているが、利用する必要があるかよくわからない」と「知らなかった」を合わせた“制度の詳細を知らない”との回答は、知的障がい者で52.5%、精神障がい者で58.2%となっています。



障がい者施策全般について

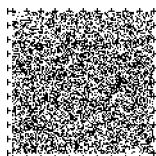
障がい者にとって住みやすいまちか

(設問) 市原市は、障がい者にとって住みやすいまちだと思いますか。



「住みやすい」との回答は、知的障がい者と精神障がい者で1割程度、身体障がい者では6.1%にとどまっています。また、一般市民で“障がい者にとって住みよいまちである”と思う人は3.4%となっています。

「住みにくい」との回答は、知的障がい者が27.2%で最も多く、次いで精神障がい者が26.3%、身体障がい者が23.4%、一般市民が20.2%と続いています。



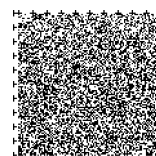
障がい者にとって住みにくいと思う理由
 (設問) 住みにくいと思う理由は何だとお考えですか。

	身 体	知 的	精 神	一 般
1 位	交通機関が利用しにくい・交通網が整っていない (67.6%)	交通機関が利用しにくい・交通網が整っていない (68.6%)	交通機関が利用しにくい・交通網が整っていない (60.8%)	道路の段差や歩道が整備されていないなど外出しにくい (75.6%)
2 位	道路の段差や歩道が整備されていないなど外出しにくい (59.9%)	利用しやすい医療機関が少ない (54.3%)	障がいのある人が利用しやすい公共施設が少ない (45.1%)	交通機関が利用しにくい・交通網が整っていない (63.4%)
3 位	障がいのある人が利用しやすい公共施設が少ない (46.5%)	災害時の対応体制が整っていない (44.3%)	道路の段差や歩道が整備されていないなど外出しにくい (37.3%)	障がいのある人が日常的に利用できる商業施設(店舗・飲食店等)が少ない (39.0%)
			利用しやすい医療機関が少ない (37.3%)	
4 位	障がいのある人が日常的に利用できる商業施設(店舗・レストラン等)が少ない (38.1%)	障がいのある人が利用しやすい公共施設が少ない (41.4%)	/	災害時の対応体制が整っていない (36.6%)
5 位	障がいのある人が日常的に利用できるレジャー施設が少ない (34.0%)	地域の理解や協力が少ない (32.9%)	地域の理解や協力が少ない (33.3%)	利用しやすい医療機関が少ない (26.8%)

上位5位まで。

身体、知的、精神いずれの障がい者も「交通機関が利用しにくい・交通網が整っていない」との回答が最も多く、次いで、身体障がい者は「道路の段差や歩道が整備されていないなど外出しにくい」が、知的障がい者は「利用しやすい医療機関が少ない」が、精神障がい者は「障がいのある人が利用しやすい公共施設が少ない」が多くなっています。

また、一般市民は「道路の段差や歩道が整備されていないなど外出しにくい」が最も多く、次いで「交通機関が利用しにくい・交通網が整っていない」となっています。



特に力を入れてほしい（入れていくべき）障がい者施策
 （設問）今後、市に、障がい者の施策として特に力を入れてほしい（入れていくべき）ことは何ですか。

	身体	知的	精神	一般
1位	障がいのある人が暮らしやすいバリアフリーのまちづくり (35.9%)	施設入所（短期入所含む） (32.7%)	就労支援 (34.5%)	就労支援 (48.3%)
2位	保健医療サービスの充実 (26.3%)	就労支援 (30.7%)	障がいのある人に対する理解を深める啓発や広報 (26.3%)	障がいのある人が暮らしやすいバリアフリーのまちづくり (47.3%)
3位	障がいのある人向けの住宅の整備、住宅改修のための支援 (25.4%)	障がいのある人に対する理解を深める啓発や広報 (30.0%)	相談支援体制の充実 (24.7%)	保健医療サービスの充実 (45.3%)
4位	障がいのある人に対する理解を深める啓発や広報 (22.7%)	相談支援体制の充実 (27.6%)	障がいのある人向けの住宅の整備、住宅改修のための支援 (23.2%)	障がいのある人向けの住宅の整備、住宅改修のための支援 (40.9%)
5位	就労支援 (19.0%)	障がいのある人が暮らしやすいバリアフリーのまちづくり (26.5%)	保健医療サービスの充実 (22.7%)	グループホーム・ケアホーム (31.5%)

上位5位まで。無回答は除く。

身体障がい者では「障がいのある人が暮らしやすいバリアフリーのまちづくり」(35.9%)との回答が最も多く、次いで「保健医療サービスの充実」(26.3%)が、知的障がい者では「施設入所(短期入所含む)」(32.7%)が最も多く、次いで「就労支援」(30.7%)が、精神障がい者では「就労支援」(34.5%)が最も多く、次いで「障がいのある人に対する理解を深める啓発や広報」(26.3%)となっています。

また、一般市民では「就労支援」(48.3%)が最も多く、次いで「障がいのある人が暮らしやすいバリアフリーのまちづくり」(47.3%)となっています。

